

官報

号外 昭和二十二年十一月二十五日

○第一回 参議院會議錄第五十六号

昭和二十二年十一月二十四日(月曜日)
午前十時十九分開議

議事日程 第五十五号

昭和二十二年十一月二十四日

午前十時開議

第一 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 農業災害補償法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 自由討議

一、所見開陳の範圍
中小商工業振興策

二、發言者の數及び發言時間

1 各派の發言時間 綠風

會五十分、社會黨、民主黨、

自由黨各二十分、無所属議談會、共產黨各十分

2 各派は、右列當時の範圍内において、發言者の數を決定すること。

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る二十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを運輸及び交通委員会に付託した。

造船事業法を廃止する法律案
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廃止する法律案
最高法務廳設置法案

決算委員会に付託
地方財政委員会法案

治安及び地方制度委員会に付託
民法の改正に伴う関係法律の整理に關する法律案 司法委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

兒童福祉法案

失業手当法案

失業保險法案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

民法の一部を改正する法律案
同日議員から左の質問主意書を提出した。

食糧價格のバリエーション計算方式に關する質問主意書(三好始君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院小川友三君提出荒川改修等に關する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出保健所費用支出等に關する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出國鉄座席券發賣等に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出入場税等に関する質問に対する答弁書

同日赤木正雄君外五十三名から民法の一部を改正する法律案に対する修正案(二件)の表決につき、記名投票にせられた旨の要求書を提出した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

兒童福祉法案

失業手当法案

失業保險法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

農業災害補償法案可決報告書

司法委員会請願審査報告書第二号

司法委員会請願特別報告書第二号

在外同胞引揚問題に關する特別委員会請願審査報告書第二号

在外同胞引揚問題に關する特別委員会請願特別報告書第二号

在外同胞引揚問題に關する特別委員会陳情審査報告書第二号

在外同胞引揚問題に關する特別委員会陳情特別報告書第二号

明治二十五年(三十一日)
第三種郵便物認可

水産委員会請願審査報告書第三号

水産委員会請願特別報告書第三号

水産委員会陳情審査報告書第二号

水産委員会陳情特別報告書第二号

文教委員会請願審査報告書第四号

文教委員会請願特別報告書第四号

一昨二十二日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を財政及び金融委員会に付託した。

北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のための一時手当の支給に関する法律案

昨二十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

昭和二十二年一度一般會計予算補正(第七号)

昭和二十二年一度一般會計予算補正(第八号)

昭和二十二年度特別會計予算補正(特第三号)

予算委員会に付託

經濟力集中排除法案

持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

荒川改修等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

小川 友三

参議院議長松平 恒雄殿

荒川改修等に関する質問主意書

一、荒川は水害の一番多い関東平野の川である、この川の両側の農民は、政府の治水に対する、薄情なる政策に苦悩しながらの地獄に居る。川底は数十年来、土砂のたまりにより数尺も上り年々、水害に悩み、生活は、苦しくなつておる。堤防工事と川底改修に速かなる政策を問う。

二、今の坂東太郎と称さるる利根川は治水工事の日本一、悪い川である、昔の古利根川はその水流が低いので最良であるからこの附近に新たに放水路を作るべきと信ずるが政府の処見を問う。

三、東村の利根川決壊地一帯は土砂により或は大沼と化し此所より新放水路とすることが自然の法則である。東武線、東北本線の鉄橋が大水害に協力し、これ等鉄橋に流木、草木の集積するにより堤防の

決壊を見るものにて橋足二米前後速かに上るべきであるが何日の日に上げるか処見を問う。

内閣参甲第一三三三号

昭和二十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平 恒雄殿

参議院議員小川友三君提出荒川改修等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出荒川改修等に関する質問に対する答弁書

荒川の改修工事は上下流の二つに区分し下流改修工事は昭和五年度に於て一應の竣功を見たのであります。更に此の改修区間の維持修補の必要を認め引続き荒川維持工事として工事を実施し現在に至つて居ります。

又上流部改修工事は継続事業として一定計画の下に工事を実施しつつある現状であります。が國庫財政等の關係上完成に至つて居ないのであります。

今次出水の実情に鑑みましても急速に既定計画の完成を期しますことは勿論、今次の異状出水の対策につきましてはは目下全般的審議を致して居る次第であります。

更に利根川の根本治水につきましては既に増補計画に依つて樹立されて居り今次の出水に鑑み多少の変更は別として根本治水につきましては既定計画の遂行に依つて其の目的は達成し得ると信じて居る次第であります。尙國有鉄道東北本線及び東武鉄道日光線の利根川鉄橋については利根川改修計画とも密接な関連があるものでその計画とにらみ合せの上至急今後の対策を樹立する必要があるが、その最上の時期を確約することは目下のところ困難であります。

保健所費用支出等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

小川 友三

参議院議長松平 恒雄殿

保健所費用支出等に関する質問主意書

一、全國の保健所は政府の考えらるる理想通り運営されて居らない、その主因は國庫の支出が悪悪の点に主たる原因がある。悪性インフルで國民は耐乏生活を片山首相の言われる通りやつておるが、当然

必要の経費は出すべきであるが政府の処見を問う。定員に対し正味の数たる保健所の医師就任数及保健所の保健婦数御答弁を乞う。

二、戦災により焼失した全國の藥學専門學校校舍、研究設備は、國家が全力を挙げて支援すべきである。高度化学文化國日本を建設する爲、援助貸付金を政府はすべきであるが、処見を問う。

三、盲人にて出来る職業は、盲人独自の(感)或は(勘)による、指圧療術又は鍼灸術である。特に鍼灸術の効果は施術者の多くの認むる処である。之の人々に鍼灸術を天職として許可するは、政府の最良の政策である。政府は今後も盲人の鍼灸術を許可すべきであるが、処見を問う。

内閣参甲第一三三三号

昭和二十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平 恒雄殿

参議院議員小川友三君提出保健所費用支出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出保健所費用支出等に関する質問に対する

答弁書

一、保健所が理想通り運営されない一つの原因が國庫の支出が少い点にあることは全く同感である。

これは從來衛生行政特に保健所費の如く健康を積極的に向上するに必要な経費の支出は可なり困難であつた事情によるものである。が、今後は文化國家建設の上からいつても、かような経費が相当重要であると考えられるので本年度追加予算には従来の倍額程度を支出するように國會に所要予算を提出中である。なお今後この予算の増額には努力する心算である。現在保健所は医師一、二二一名、保健婦三、二二五名の定員であるが六月現在の医師及び保健婦の就職数は医師八八二名、保健婦二、五一九名である。

二、直轄藥學専門學校の戦災は二校で昭和二十一、二十二両年度においてそれぞれ公共事業として建物復旧工事を実施中である。なお昭和二十三年度においても残り工事につき予算要求中である(別表一対照のこと)

私立藥學専門學校の戦災は七校であるがうち帝國女子藥學、藥學、

理學專門學校、東京女子藥學專門
學校及び昭和女子藥學專門學校に
對しては私立振興協議会の議を經
て昭和二十一年、二十二両年度にお

いて低利長期償還の政府貸付金を
貸付し建物復旧を助策している。
爾余の四校は被害比較輕微のため
め私學振興協議会の議において貸

付の對象とならなかつたものであ
る。なお昭和二十三年度分として
も相當予算を要求中である。(別表
二對照のこと)

別表一

新 營 工 事 (含移築)

學校名	罹災 坪數	復旧計画		昭和三十二年 度完成 坪數	昭和三十二年 度見込 坪數	昭和三十二年 度工事 坪數	昭和三十二年 度差引 坪數	昭和三十二年 度要求額 坪數	昭和三十二年 度要求額 金額	備考
		建物 坪數	修繕 坪數							
富山藥專	三〇八	教室其 他	一、三〇四	一	一	一	一	八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	補修工事 なし
富山藥專	三〇八	實驗室	四〇七	一	一	一	一	九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	
富山藥專	三〇八	寄宿舍	五〇〇	一	一	一	一	二、五〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
富山藥專	三〇八	計	三、二一六	三	三	三	三	一六、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	
熊本藥專	九三	實驗室	九三	一	一	一	一	九、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	同右
帝國女子醫學、藥學、 理學專門學校	九、八七〇		八、三三〇	二	二	二	二	四八、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	医、理科總てを含む
東京女子藥專	一、九三三		一、七五〇	一	一	一	一	九、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	
昭和女子藥專	一、四二二		一、二九七	一	一	一	一	三、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	
東京藥專	一、五五六		一、五五六	一	一	一	一	〇	〇	
星藥專	三、四四四		一、〇一八	一	一	一	一	〇	〇	
静岡女子藥專	三、七		三、七	一	一	一	一	〇	〇	
大阪藥專	二、〇〇〇		二、〇〇〇	一	一	一	一	〇	〇	大破以上の罹災なし
計	二〇、六四四		二二、六五五	六	六	六	六	六八、〇〇〇	二、三三〇、〇〇〇	

三、鍼灸按摩柔道整復等の取扱に關
しては人体の健康に密接な関連が

あるので慎重に考究いたしました
結果一應成案を得ましたので關係

方面の諒解を得た上法律案として
今國會に提出する予定であります

て、育者についても制度上の區別
を設けず能力ある者については將
來も鍼灸術をなさしめる考であり
ます。

國鉄座席券發賣等に関する質問主
意書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

小川 友三

參議院議長松平恒雄殿

國鉄座席券發賣等に関する質問主
意書

一、列車は立つておつても座席にあ
つても同値であるのは不合理であ
る。関西の一私鉄の実行しておる

名古屋、大阪間一座席六十円は非
常なる好成绩である、國鉄も、こ

こで英斷をもつて座席券を發賣す
べきである。近い処は無料でも、

五時間以上の乗客に一席五十円、
十時間以上一席百円、十五時間以

上一席二百円という新歲入の妙案
を樹立すべきである。合計年收百

億円以上百五十億円は実に容易で
あると信ずる。政府の処見を問う。

給にて、市内外に飛び廻り傳給
は正に十日間の列車費で支拂い済
み、あとは食えざる状況である。
政府は三十万人以上人口を有する
市長、市会、正副議長に對し省線
用無料バスを發行すべきである。
内閣の処見を問う。

三、群馬縣利根郡は山岳地帯にて、
目下不足しておる都會地の薪炭の
主要産地である。湯檜曾駅は觀光
的駅として二十年前新設されたる
も、敗戦により現在は木炭及薪の
製造に村民の八割以上が従事して
おるのである。政府は、速かに湯
檜曾駅を貨物駅の出來る駅に指定
すべきである。設備は出來ておる
ので取扱指定仕付けに充分であ
る。政府の処見を問う。

四、敗戦により相當の船舶が海底に
沈み、これが引揚により、船舶の
外に相當の物資が國民のため利用
せらるると信ずるが長年月後にて
は、利用價值が減少する故、國力
を擧げて速かに手を打つべきであ
るが政府の処見を問う。

内閣參事第一三二二号
昭和二十二年十一月二十一日
内閣總理大臣 片山 哲
參議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國鉄座席券發賣等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出國鉄座席券發賣等に関する質問に対する答弁書

一、列車回数が少なくて乗車に困難をかけていることは石炭事情のためとはいへず、申訳ないと思つてゐる。根本的には回数を増加して定員輸送をすることが唯一の解決の途と考へるが、御説のような制度の実施もたしかに一案であり、当省としても屢々考へた点である。しかしながら國鉄では長区間に亘つて様々な乗客の乗降を取扱わねばならない關係上、実施の方法が複雑で座席の確保が容易でないため、遂に今日まで実施を見ていない。本問題については輸送力と脱み合せて更によく検討したい。

二、市長や市会正副議長等の職務の重要性については充分諒解し得るところであるが、目下の國有鉄道の經營狀態又は省線無賃乗車証の性質等から考へて無料パスの交付は困難である。

三、上越線湯檜會駅で貨物の取扱を開始されたいとの要望であるが、同駅は水上村大字湯檜會に所在して貨物の取扱を開始すれば同村の粟澤、藤原部落方面からの薪炭類が出貨されるものと思はれる。しかし同駅は地形上その設置箇所が主要道路と著しく高低があり、その差約百米に及びその間階段をもつて連絡し、別に荷物運搬の設備がないので手荷物、小荷物等は人肩によつて運搬されている。現在比較的輕量の手荷物ですら運搬に困難を極めてゐる。貨物は概して手小荷物より重く、容積共大なるを通過とするので同駅でこれが取扱をなすには道路から駅までの運搬を機械力によらなければならぬ。資金、資材等が許される迄は隣駅等を御利用願つて御辛抱が願ひたい。

四、終戦當時に於いて全國港濱航路に沈没せる船舶は龐大なる數で、其の内本年十一月一日迄に六四隻四〇七、三四四屯の（救助及び解撤）の実績を納め、其の中積荷救助は一七隻二七、〇一三屯で主に鉄鋼、石炭、機械、雜貨等、これが引揚物件の処理は各物資官廳の所

管に属し、これ等物件は一般民需用に廻り生産向上の一端をなしつつある。なお爾余のものは概ね難作業のもののみが残つてゐるが調査の上物資官廳とも緊密な連絡をとり、速かに生産力の一助たらしめたい所存である。

乙種料理店等に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

乙種料理店等に関する質問主意書

一、乙種料理店とは一般料理店より下級なる營業をなすものであるが、今だにこの人肉の市が処々に散見するが、地方長官の許可になるものが、料理店の休業はこの乙種に及ばざるようになるも、この乙種料理店も速かに休業せしむべきであるが政府の処見を問う。

二、政府が一級日本酒一升五百五十円、二級酒五百円にて自由販賣する以上は、自由に飲まずべき酒賣店（バー）を小型なら默許すべきで

ある。勿論酒に限つて賣る店で、立飲する程度のものであるが、増收の主要目的達成のため必要と信ずるが、処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第一三一号

昭和二十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対する答弁書

一、御質問の乙種料理店で現在營業をしているものがあるとするれば、それは飲食營業緊急措置令の規定によつて許可を受け喫茶店として營業をしているものでありまして、料理店としての營業を許されている店は現在無い筈であります。

二、財政收入酒税の徴收を確保し併せて勤勞大衆の勤勞を慰藉するために合法的な小規模に酒のみを提供する酒場の設備を認めることは寧ろ適當なものがあると思料するので

ありますが、然し仮に認めるにしても、これにより切角努力している流通秩序と國民総耐乏の休勢確立に障害を來さないようにするためその營業を默許することしないで、一定の基準に基づいて嚴正なる許可の方針の下に開設すべきであると考へておるのであります。但し世界の窮屈な食糧需給事情にながつて、大量の食糧輸入を仰がねばならぬ日本の當面している情勢からしますならば、問題は更に複雑微妙な國際的影響を考えねばならぬことになるのでありますから國內的見地からだけでは問題の解決は難しいものであることと了解して欲しいのであります。

入場税等に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十四日

北條 秀一

参議院議長松平恒雄殿

入場税等に関する質問主意書
一、入場税法第五條による「慈善事業」とは何んな範圍のものをいうのか、について明かにされたい。

又「その他命令を以て定むる目的に充つる場合」について見解を明示された。

二、前項の慈善事業の認定について現在実施されているところは、之を判定する規程も何もないために担当官の常識的判断による外はないようである。ここに種々な弊害が起り得るのである。慈善事業であるか何うかを判定するための責任者を明示されたい。

三、免税興業申請額は昭和二十一年度において何れ位になつてゐるか、又その免税興業申請団体の中で、大口分十ヶ団体名とその免税興業の実際申請額を示してもらいたい。

四、入場税を増額することは非常措置として已むを得ないことであると思うが、これを全國一律に引き上げることをやめて、都市と農漁山村との間に差等をつけることが正しいと思う。何故なれば文化と娯樂を享受する機会が全國民に公平に與えねばならない。然るに我が國の現状は都鄙間には全く著しい差がある。これが是正は容易でないが、不斷の努力をする必要があると共に、この不公平に多少で

も是正を加える意味から入場税率

を都鄙間に差別をつけることが正しいやり方であると考え、政府は、これについて考えてみたことがあるか。又この私の意見について政府の見解は何うか。

五、昭和二十一年度入場税収入について左の区分によつて実績を示されたい。

イ、東京都の総計

ロ、横濱、大阪、名古屋、京都、神戸、福岡の六大都市の総計

ハ、その他都市の総計

ニ、町村の総計

六、戦時公債で外地に割当てた額は約五億あるとの回答に接したのであるが、その利子は公債所有者が受取らないために（引揚者が終戦後の混乱の中で公債を喪失し又は帰國に際して携行不能なりしたために）國庫に保留されている利子は既に三千五百万円以上に達しているとのことである。無一物の引揚者は今日更生資金に最も苦しんでいるのであつて「明日の一万円よりも今日の百円が大切」なのであるが、この保留利子をこれら引揚者の共同の更生資金として融資等の方法によつて活用する考えはな

いか。

七、前項による保留利子が若し公債所有者に支拂われたとせば、その利子は当然に新しい利子を生む訳である。そこで、この利子の利子を社会政策として引揚者等の団体の社会事業資金として活用する如き特別措置を講ずることが最も機宜に適した方策であると思うが、政府の見解如何。又それが可能でないとするならば、その理由について明示してほしい。

八、勸業債券で外地に割当てたもので、前項の戦時公債と同様のものが相当ある筈であるが、何れ位あるものか。

九、在外同胞が本國の生命保険会社と契約をしたもので、帰國後各種の障害（保険証券喪失とか本人及び家族死亡とか又は終戦後生命保険会社の保険料拂込方法の変更等のために解約の余儀なきに至るとか等の理由で）で無効に帰するとか又はそれに近いものが相当の数に上つてゐると考えられるが、政府は、之について至急に生命保険会社に調査報告を命じ、結果を成るべく速かに回答してほしい。又これによつて生命保険会社の不当

所得に帰するであろうと考へられるものの社会政策的善用について考慮し得るか何うかについて見解を示してもらいたい。

十、財團法人更生事業推進中央会が戦争犠牲者更生のために大いに活躍することを政府は期待しているとのことであるが、全くの無資力である同会に何を期待するというのか。もし政府が同会を育成強化することによつて戦争犠牲者等の更生に資せんことを本当に念願するならば、同会に対して、積極的な助成手段を講ずべきである。政府に何等かの準備ありや。

十一、今夏大蔵省本廳の一部が焼失したが、その原因と直接損害額について明らかにしてほしい。そしてこの損害についての責任の所在と、その処理を何うしたかについて明かにしてもらいたい。

十二、財團法人協会の業績と現状を監督官廳の立場より説明してもらいたい。

内閣参事第一三五号

昭和二十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議院北條秀一君提出入場税等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員北條秀一君提出入場税

に関する質問に対する答弁書

一 入場税法第五條に規定する慈善事業の範囲は、大体窮民、孤兒その他窮乏に因り又は不慮の災厄に因り自活できない者を救済することを目的とする事業とし、水難救済等自活できるかできないかを問わず一般的に與えることを目的とする事業は含まないこととするように定めているが、慈善事業の範囲については間疑される向もあるので範圍を制定するよう研究中である。「その他命令を以て定むる目的に充つる場合」については、現在のとおり政令でその目的を定め、ないこととしているからこの適用を受けるものはないこととなる。

二 前号の如く慈善事業は自活し得ない者を救済することを目的とする事業であるから、この自活し得るかどうかの認定に相当困難があることと思われるが、入場税法施行規則第五條に規定する如く入場

税の免除を受けようとするときは、第一種又は第二種の場所の所轄税務署に申請し承認を受けることとなつてゐるので、慈善事業であるかどうかを判定する責任者は所轄税務署長である。

三 昭和二十一年度の免税興行による免除税額は、一一八、七二二円余である。

免税興行申請団体ごとの免税興行による免除税額は、各財務局から報告を徴していないので今直に提出することができない。

四 都市と農漁山村との間に入場税の税率に差等を設けることは次の理由で今直にはできない。

(一) 都市と農漁山村とを反目せしめるおそれがあるとともに國民全体に税負担の公平を期する原則に反すること。

(二) 都市と農漁山村との区分は技術的に困難であること。

(三) 都市と農漁山村において同一の催物であつても入場料金に差等があることと思われるので自然入場税額にも差等がついてゐること。

(四) 都鄙間に収入の点において著しい差があつて税率を区分す

るとせば、農漁山村居住者が都市において催物を観覧する場合

は農漁山村の税率により、その反対の場合は都市の税率による

こととなり、居住証明書等により区分する方法も考えられるが、短時間に相当枚数を発賣する興行者を煩瑣にするとともに

税法違反を起す基ともなり、取締上相当困難を齎し且つ税率の單純化に反すること。

五 昭和二十一年度入場税課税高に對する統計は、都道府縣別に各財務局から報告を徴しているので御指示の計表は今直ちに提出することができない。

六 海外引揚者が所有していた公債に對する未拂利子を引揚者の更生資金として活用することは、現在の會計制度においては困難である。従つて引揚者の更生資金として若し必要があれば別の財源を求めて新に予算上の措置を講ずるのが適當である。

七 政府において保留している未拂利子は、國債元利拂資金として今後支拂い得る状態になれば、何時

でも支拂いができるように留保せられ、他にこれを運用すべき筋合のものではない。

從つてこの保留利子に對しては別段利子を生じないから、その中から一定金額を引揚者等の團體の社会事業資金として活用することは適當ではない。

八 右については唯今勸業銀行に調査せしめてゐるから、数字判明次第御回答申し上げる。

九 一、各生命保險会社においては、在外契約の處理につき、在外同胞の不幸な境遇に鑑み、特に注意を拂ひ次のようなことを行つてゐる。

1 新聞紙上を利用して、引揚げ後直ちに会社と連絡ありたき旨を、再三廣告し、今後、これを続行する予定である。

2 保險料の拂込猶予期間は、特に「引揚げ後六ヶ月」まで猶予期間を延長し、全会社同一歩調で引揚者の保護を図つてゐる。

3 多くの保險会社においては、特に「外地契約課」なる一課を設けてこれが處理に

遺憾なきを期してゐる。

二、外地契約という中には、終戦直前の契約で本店との連絡がなく從つて本店の帳簿に記載のないものと、もう少し前の契約で本店の帳簿に記載のあるものと二種が考えられる。

前者については、保險会社の資産には何等關係がないので、失効その他による会社の不当利得の問題は考えられないのであるが、これについて

も、前述のように、引揚者が保險契約のあつたことを推知するに足る最少限度の証拠を持参した場合には、会社は、その負担において、その契約を有効なものとして、契約者へのサービスを圖つてゐる。

後者、即ち本店の帳簿に記載のある契約については、前述のような方法で、その整理を進めてゐるのであつて、現在まで、外地契約の概ね半数は内地契約と同様に整理が終り、今後引揚げの進捗と相俟つて、着々と整理を進捗させ、契約者の保護に万全を期すべ

く努力してゐる。

然し、この種の契約においては、引揚者が引揚げ後会社に對してその住所を通知しない限り整理は進まないものであるから、窮極においても若干の未整理のものが残ることも考えられるが、この場合においても、保險会社に対する補償（再建整備法による補償）からその金額を控除する等の措置を講じて、保險会社に對して不当利得を與えないようにする所存である。

三、外地契約に関する調査については、至急、全生命保險会社の分をとりまとめ、回答いたしたい。

十(1) 在外企業者（外國に本社を有する法人、約八〇〇社）の國內保有財産については司令部の指令によつて、その保有並びに移動等については責任ある報告をなさねばならないのであるが、現在之等会社の内地所在店舗のうちには社員も殆ど四散し尙且つ会社の資金も絶無で、指令に對する完全な報告すら不可能な状態にあるものが多いので、これ等の報

告等につき、余程手を盡さなければ、満民な結果を得られないので、この方面での中央会の活動に大いに期待致している。この爲には、その実費を弁償する必要がある、政府としては二十二年度追加予算を以て八百万円を要求している。

尙明年度においても同様の主旨に基く予算を要求するつもりである。

(2) 本年四月二十六日の閣議決定によつて在外企業関係者及び一般引揚者の更生並びに在外企業の國內保有財産等の管理保全の爲関係官廳の連絡機関として内閣に「更生事業対策協議会」を設け他方民間機構として「更生事業推進中央会」の設置を見たのであるが、爾來両者は表裏一体となつて右目的の爲不斷の努力をしているのである。

その中最も緊急且つ緊要と思はれる在外企業者の國內企業轉換並びに参加に対する指導斡旋についてはその主眼を資金及び資材に置いてゐる。何れの企業者も先ず第一に資金、資材に行き悩んでいる状態であるので、

両機関において企業内容を充分審議検討し、資金については復金或は市中金融機関よりの融資斡旋を図り、資材面においては関係官廳において極力援助している。

因に現在審議中のもの三九件（融資斡旋方申込一一九件）決定せるもの五件であるが、両機関共設置後日尙浅い状態であるから今後大いに進捗するものと期待している。

(3) 中央会としては目下のところ自己手持資金がないので十分な活動を爲すことは出来ないであるが、これが造成については考究中である。

十一 去る九月十三日夜大蔵本省廳舎の一部新館建物より火災が發生致しまして國庫に多くの損失を及ぼすに至りましたことは洵に遺憾とするところではありますが、その原因につきましては当時関係官廳の取調に協力し極力探求に努めたのでありますが、遂にこれを突き止めることができずその原因は不明であるとの判定に帰着いたしたのであります。本火災による直接の損害額は一一、三三九、七八

二四四〇錢と算定されたのでありましてその内訳を申し上げますと

建物 四、二七九、八三五・四〇錢
備品 七、一〇一、六九六・〇〇
附帶設備 九五八、二五一・〇〇

となるのであります。右のように火災原因は不明ではありますが廳中取締の責任者たる大臣官房會計課長に対しましては訓告処分を行い將來を深く戒しめ置きました。

十二 財團法人協会の業績別紙（一）の通にて、現状としては別紙（二）の計画に基き目下着々実施中でありまして。

尙免稅興業に依つて得た寄附金は生活困難傷痍者の救済、過般の水害見舞等の直接救済費に充當し有効に使用されております。

別紙（一） ◎財團 協 助 会

財團協助会とは廣く傷痍者の相互扶助と援護とを行う民間團體であります

◎傷痍者の現状

過去数次の戦争や戦場工場其の他で両眼を失い、手足を亡くし或は重病に罹る等不幸不具廢疾の身となつた人々の数は無慮

五十方に達し其の生活は日を逐うて窮迫し氣の毒に堪えないのであります。が、ともすれば世の中から忘れられ勝ちで爲に中には世を呪ひ人を怨み或は街頭に助を乞ふ者、自殺する者さえ生じて今や一大社会問題となつております

◎財團 法人協会の設立

財團協助会は斯る苦境の中にあつて互に励まし合い、再起更生しようとする健氣な全國傷痍者の切なる念願を結集し會員制度により之等の不幸な人々の相互扶助と援護を行うことを目的として昭和二十一年三月二十七日に厚生大臣の認可により設立せられたものであります

本部は東京都新宿区市ヶ谷河田町十七番地に、支部は各都道府縣廳所在地にあります。

◎財團 法人協助会の事業

一、本会の事業の主なるものは次の通りであります
1、傷痍者の相互扶助及び福利更生
2、親睦及び身心の健康恢復
3、身上相談

4、慰問慰藉

5、協助会館の經營

二、発会第一年度（昭和二十一年度）に於ける本会事業の概況

1、相互扶助事業

共同作業場、授産場新設

職業輔導所 九二ヶ所

職業輔導所

新設 一〇ヶ所

廉賣所 五一ヶ所

2、福利更生事業

一、義肢製作修理所開設 四一ヶ所

義肢新調約一、〇〇〇件、

同修理一三、五〇〇件（無償又は実費）

二、保溫具の交付（無償又は実費）

一三、六七四名

（三九〇、〇〇〇円）

ハ、その他必要物資の交付

3、身上相談

取扱件数 約一三、四〇〇件

4、慰問慰藉

イ、死没會員の弔慰

一、一二〇件

ロ、震災、風水害罹災會員の見舞

ハ、國立病院、療養所患者の見舞及び慰問

八、國立病院、療養所患者の見舞及び慰問

5、生活困窮傷病者の金品に依る救済

救済件数 約五、〇〇〇件
(五〇〇、〇〇〇円)

6、協助会館宿泊部の開設

利用者数 四、五四二名

◎会員

身体障碍又は不具發疾者即ち傷病軍人及び戰災者、引揚者又は工場、事業場等で傷病を受けられた方(但し内疾患を除く)で本会の目的に賛成する者を以て会員とします

入会は申込書に必要な事項を記入して支部又は分会若は班に差出せばすぐ出来ます

◎本会の主要役員

会長 松本 學
理事長 數藤 鐵臣
理事 厚生省社会局保護課長 高田 正巳
同 厚生省総務課長 安田 嚴
同 厚生省社会局福利課長 大山 正

同 同胞援護会 牧野 修二
同 同財團理事 増田作太郎

同 傷病者 清水 勇

同 傷病者 布村 道之

同 監事 厚生省會計課長 小島 徳雄

同 同胞援護会 會計課長 宮澤 政行

評議員 全國各地区より一名推挙 計八名

別紙(一)

昭和二十二年事業計画

財團 協 助 会
法人

昭和二十二年二月二十一日

第一方針

凡ゆる困難を克服しつつ本会事業を拡充強化し会員の窮状打開を図り其の生活安定を期す

一、会員の自力更生を指導すると共に其の窮状を各方面に懇え之が打開に努力す

二、財政的基礎を確立すると共に支部事業を指導推進し之が拡充

発展を図る

三、事業の重点を重度傷病者及び生活困窮会員の救済、各種授産事業の拡充、会員相互扶助事業の指導援助に指向し物心両面に亘り会員の生活安定を期す

第二実施要領

一、普及宣傳事業

1 左の方法により会員生活の窮状を懇え其の認識を深めること

イ、国会、官廳、公共團體等に対しては身上調査の結果を具体的に示し請願、陳情等をなし極力傷病者援護施策の強化促進に努む

ロ、会社、工場、事業場等に対しては傷病者の雇傭につき其の協力支援を求む

ハ、一般民衆に対しては慈善興行其の他凡ゆる機会を利用し傷病者の窮状に対する関心と同情を喚起し其の協力援助を獲るに努むること

2 傷病者一般に対しては本会の趣旨事業の内容等を普及徹底し入会の勧奨に努む

二、相互扶助、福利更生事業

1、重度傷病者特に失明者 兩

肢切断等の職業輔導

2、綜合授産場の設置及び之の援助

3、全國國立病院附設授産場運営の援助

4、各支部との物資の交流斡旋

5、相互扶助機關の設立

6、義肢製作の研究及び修理の指導並に資材の斡旋

7、保温具、医療品其の他傷病者必需物資の斡旋

8、支部に於ける福利更正事業の指導援助

三、生活困窮者救済

常に生活困窮者の実情を調査し左の方法により救済をなす

1、金銭又は生活必需物資の給與

2、生活保護法等による保護救済の斡旋

四、親睦の増進及び身心の陶冶に關する事業

特異の環境と心情とに鑑み会員相互の親睦、道義心の昂揚、情操の涵養並に健康の増進を図る、之が爲

1、会員の熱意を喚起し懇談会、家族会、運動会、講習

会、研究会の開催又は会報による等具体的方策を定めて実施す

2、希望により講師又は職員を派遣す

五、身上相談に關する事業

1、恩給其の他の処遇、就職の斡旋等に関し關係当局と交渉斡旋をなす

2、右に關する研究資料を発行す

3、会報による指導をなす

4、相談事務に關し講習会を開催す

5、支部に於ては其の実情に應じ相談所の設置、巡回移動相談及び会報による相談等相談業務を逐次拡充す

六、慰問、慰藉

1、会員死没せるときは會長より弔電と共に金貳拾円を贈る

2、天災地変其の他の災害による罹災会員に対し特に救恤慰藉をなす

3、隨時傷病者の慰問をなす

七、協助会館の經營

協助会館の新設並に拡充に努力す

八、資金調達

本年度事業を完遂し会員の生活安定を確保する爲次の方法に依り資金調達充実に努む

イ、寄附金募集

ロ、慈善興行

ハ、収益事業の経営

○議長(松平恒雄君) これより会議を開きます。日程第一、國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第二、恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

審査報告書

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

井上なつゑ 小杉 イ子
三木 治朗 木内キヤウ
河崎 ナツ 内村 清次
中平常太郎 今泉 政喜
姫井 伊介 藤森 眞治
草葉 隆圓 小林 勝馬
千田 正 穂積眞六郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社の業務の政府引継に伴い、これらの會社の社員であつた者で、公務員に就職した者に対する恩給法の特例の規定を設けると共に、これらの會社から財源として必要な金額を國庫に納付させるためのものであつて、必要且つ妥當な措置であると認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行により、政府でその事業を引継いだ結果公務員に就職したこれらの會社の社員に対して、適当で公平な恩給を支給する

ることのできる利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

第一條 國際電氣通信株式會社又は日本電信電話工事株式會社の事務を政府に引き継いだ時、現にこれらの會社の社員であつた者でその退職の際、退職についての給與を受ける權利を放棄して恩給法の公務員に就職した者に、恩給法を適用する場合に、公務員としての在職年の計算については、その在

職年月数に社員に就職した月から公務員に就職した月の前月までの社員としての引き續いての在職年月数を加えたものによる。

前項の社員とは、同項に掲げる會社の職制による社員(準社員を除く。)をいう。

第二條 前條に掲げる會社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、当該會社の職員に就職した月から同條の規定による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとする場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額を參照して大藏大臣の定める金額を、國庫に納付しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、國際電氣通信株式會社に係る部分は昭和二十二年五月二十五日から、日本電信電話工事株式會社に係る部分は昭和二十二年六月五日からこれを適用する。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

姫井 伊介 藤森 眞治
草葉 隆圓 小林 勝馬
千田 正 穂積眞六郎
井上なつゑ 小杉 イ子
三木 治朗 木内キヤウ
中平常太郎 今泉 政喜
河崎 ナツ 内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、國會議員を公務員として規定し、經濟監視官補を警察監視職員に指定し、その他關係諸法令制度の創設改廢に伴つて教育職員に関する規定等恩給法の一部を整備したものであつて、適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失

本案の施行によつて、關係公務

員の恩給支給に関する規定が整理され、関係を明瞭ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

恩給法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

恩給法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を次のように改正する。

「裁定官廳を」裁定廳に、「内閣恩給局長を」總理廳恩給局長に、「關係官廳を」關係廳に改める。

第十六條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校を」小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園に改め、「又ハ幼稚園を」を削る。

第十八條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校

及國民學校ニ類スル各種學校を」小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園に改める。

第二十條第一号中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又ハ國會職員」に改める。

第二十二條第一号中「幼稚園を」削り、同條第二号中「官立」を「國立」に改め、「又ハ幼稚園を」削る。

第二十三條第二号を次のように改める。

二 簡視タル國會職員

同條に左の一号を加える。

五 經濟監視官補タル地方事務官

第二十五條第一号中「ニ在リテハ任官を」ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命に改め、但書を削る。

第二十六條第一号第一号中「ニ在リテハ免官、退官又ハ失官を」ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職に改め、但書を削り、同條第二号中「ニシテ官吏タルモノ」を削る。

第四十條第一号中「第三十三條、第三十八條及前條を」前二條に改める。

第四十九條第二号中「準文官及準

教育職員」を「級別ノ定ナキ公務員及公務員ニ準スヘキ者」に改める。

第五十一條第一号に左の二号を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ

四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

第五十九條第二号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校を」小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園に改め、「又ハ幼稚園を」削る。

第六十二條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校を」小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園に改め、同條第四号中「中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校を」高等學校又ハ之ニ類スル各種學校に改め、同條第五号を削る。

別表第二号表及び第五号表乃至第八号表中「親任」を削る。

附 則

第一條 この法律は、公布の日か

ら、これを施行する。但し、第十八條第三号、第二十二條、第五十九條第二号及び第六十二條第三号乃至第五号の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三号、第十八條第三号、第二十二條、第五十九條第二号又は第六十二條第三号乃至第五号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 第六十二條第三号又は第四号の改正規定の適用については、同條第三号の改正規定による勤続在職年には、従前の同項の規定による勤続在職年を、同條第四号の改正規定による勤続在職年には、従前の同項の規定による勤続在職年を、同條第五号の改正規定による勤続在職年には、従前の同項の規定による勤続在職年を含むものとする。

第四條 昭和二十二年五月二日にお

いて現に公務員たる者が、引き続き國會議員になつた場合には、これを勤続とみなす。

第五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。

第九條を削除する。

第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別区たる特別地方公共團體」を加える。

「塚本重藏君登壇、拍手」

○塚本重藏君 只今議題となりました國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案及び恩給法の一部を改正する法律案、両法律案について厚生委員会におきまして審議の経過とその結果を御報告申し上げます。この法律案につきましては、去る十月の十三日及び十一月二十日の両日に亘りまして審議をいたしたのであります。法律案自体は、最近におきまして諸制度の創設、改廃、或いは連合軍總司令部の日本政府に対する覚書等

に伴う必要の改正又は処置でありまして、特に論議の余地のないものであります。

先ず恩給法の一部を改正する法律案の趣旨から簡単に御説明申し上げますと、この法律によつて恩給法の改正を加えようとする主なる点は、大凡次の五点に要約することができるのであります。

第一点は、国会職員に関する改正であります。国会職員の恩給につきましては、前議會におきまして貴衆両院事務局職員その他恩給法上の公務員から引續いて国会職員となりました者につきましては、従前の身分のまま動続するものとして恩給法の規定を準用し、取敢えずその暫定的取扱をいたして参つたのであります。が、国会職員法等の制定に伴い、その身分取扱が、一般政府職員とほぼ基準を同じういたしましたのであります。一般政府職員として恩給法を適用し、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

次に第二点は、学校教育制度の改革に伴います改正でありまして、学校教育法の制定によりまして従前の学校は廃止せられ、これに代つて新たな学校が設けられたのであります。これに應じまして、新制の公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び幼稚園の教育職員につきましては、恩給法における取扱を、従前の公立の国民学校、青年学校、幼稚園、盲学校、聾学校、青年学校と同様にいたしました。又新制の高等学校及びこれに類する各種学校の教育職員につきましては、恩給法における取扱を従前の公立中等学校の教育職員と同様にいたしましたのであります。

次に第三点は、経済監視官補の新設に伴う改正であります。先般新たに設置せられました経済監視官補は、その職務内容及び身分取扱から見まして、恩給法上一般警察監獄職員と同様に取扱うことが適当と認められますので、これを恩給法の警察監獄職員として指定することにいたしましたのであります。

次に第四点は、裁判官、会計検査院の検査官の懲戒的退職制度の制定に伴う改正であります。即ち裁判官が職務上の義務に著しく違反し、又は職務を著しく怠り、その他裁判官としての威信を著しく失ふような非行があつたときは、裁判官弾劾法により弾劾裁判所の罷免裁判によつて退職せられることとなり、又会計検査院の検査官が職務上の義務に違反したような場合には、会計検査院法の規定によりまして、他の検査官の合議によりまして、職務上の義務違反の事実があると決定せられ、且つ國會の両議院の議決があつた場合は退職せられることになつたのであります。このように懲戒的退職の場合には、一般官吏についての懲戒処分による退職の場合と同様に、恩給の受給資格を喪失せしめることにいたしましたのであります。

最後に第五点は、親任官の廃止、内閣恩給局長が総理府恩給局長となつたというふうな、官制の改正等に伴う字句の修正に類する改正であります。

次に國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

これは先般連合軍最高司令官の日本國政府に対する覚書によりまして、國際電氣通信株式會社及び日本電信電話工事株式會社の通信業務を政府において引継ぐことになりましたが、これに伴ひまして、これらの會社が実施して

おりました通信業務を行うのに必要な職員をそのまま政府職員として採用する必要が起つたのであります。而して政府の採用しまする會社の職員については、從來の會社において在職しました勤続年数に関する利益をそのまま留保させて、一般政府職員と同等の公正な待遇をする必要があるもので、會社の職員で政府の採用した者の中、恩給法上の公務員に該当する者で、會社退職のとき、會社の一時退職金の支給を受けるその權利を放棄した場合は、その者が更に公務員を退官した際、會社の社員としての在職年数を公務員としての在職年数に通算して恩給の計算をすることにいたしましたのであります。尙退官手当につきましても同様の処置を要するのであります。これは別途に閣議決定をいたすこととなつておるのであります。右のような措置に伴ひまして、政府としてこれら給與の見返り財源に相應するものとして、社員が會社において在職した年数についての恩給及び退官手当の相当財源額を會社から國庫に納付させることにいたしましたのであります。

以上申し上げましたように、この法律案は特に論議の余地のない当然の措置であります。この法案に關連いたしまして、恩給受給者の生活問題等について各委員から熱心な質疑が行われました。これに対して政府委員からも懇切な答弁があつたのであります。

更に委員會における質疑應答の概要を御紹介申し上げます。先づ傷痍軍人に給せられている恩給額と一般文官に給せられる傷病恩給額との間に相當大きな開きがあるのであります。又傷痍軍人だけの恩給額について見ましても、その階級によつて金額に等差を設けられてゐるのであります。が、これらの点は適當でないと思ひ、政府はどう考へてゐるかという質問に對しまして、政府委員から、傷痍軍人の恩給については連合軍最高司令官の日本政府に対する覚書に基き、一定の制限があり、その枠内で給與してゐるものであるし、又恩給額算定については各種類似制度の一般的な基準である退職當時の俸給を用いたもので、その結果、金額に差異が生じてゐるのであるが、階級的の差別の意味は全くないとの答弁がありました。次に軍人の遺族に扶助料を給する意図はないかとの質問に對しまして、政府委員から、前述の連合軍最高司令官の覚書の趣旨からいたしまして、目下のところ軍人遺族扶助料を復活する

ことは考えておらない旨の答弁がありました。但し以上のような諸点は、政府におきましても亦厚生委員会におきましても、更にこの点は十分に考究せなければならぬとのことに相成つたのであります。その他種々の質疑が行われたのであります。詳細につきましては速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終りまして、討論を省略して直ちに採決に入り、全会一致を以て原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。以上簡單であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の御起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、農業災害補償法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

審査報告書

農業災害補償法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十一日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川 準吉 門田 定藏
河井 彌八 山崎 恒
宇都宮 登 平沼彌太郎
寺尾 博 木下 源吾
羽生 三七 松村眞一郎
田中 利勝 太田 敏兄
佐々木鹿藏 藤野 繁雄
北村 一男 岡村文四郎
島村 軍次

一、委員会決定の理由

農家経済の安定、農業再生産確保の重要性に鑑み、家畜保険に付ては昭和四年以来、農作物保険に付ては昭和十四年以來、保険制度の実施を見て來たが、何れも保険制度として十分でなく、又保険金額に於ても最近の経済情勢に即應

せざる憾みがあるので、從來の保険制度を根本的に改革し、即ち組織を變革すると共に共済目的及共済事故の拡充、保険金額の増額、保険料負担割合の合理化其の他必要なる改善を加えんとするもので、保険制度所期の目的を達する上に於て妥當なるものと認めた。尙明年産以降米麦作に關する共済掛金に付てはその一部を消費者に於て負担することとなつてゐるが(法案第十二條)、この措置は、國家財政の現状より見て已むを得ざるものと認めた。

二、利害得失

災害に依る顛落を防止し、農地改革後に於ける農家の自主獨立を伸張し、農業経営の安定、農業再生産の確保を期する上に於て資する所大なるものがある。

尙本年水稻被害に遡及すること、は、災害地方農民にとり大なる恩恵である。尤も非災害地方農民は、保険金額の増加に伴う共済掛金の増徴を受けることとなるが、保険本來の性質上右は已むを得ぬものと認めた。

三、費用

本年度は、共済掛金負担災害補償の爲めの國庫負担金(食糧管理特別会計負担)五億九千万円は、價格調整金より支出せられるが、右の外法律上國庫負担となつてゐる農業共済團體事務費負担金の中既定予算で不足する分約六千六百万円余は、追加予算として今期國會に提出せられる。

農業災害補償法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

農業災害補償法案

第一章 總則

第一條 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の發展に資

することを目的とする。

第二條 農業災害補償は、農業共済組合の行う共済事業、農業共済保險組合の行う保險事業及び政府の行う再保險事業とする。

第三條 農業共済組合及び農業共済保險組合(以下農業共済團體といふ)は、法人とする。

第四條 農業共済組合又は農業共済保險組合の名称中には、農業共済組合又は農業共済保險組合なる文字を用いなければならない。

農業共済團體でない者は、その名称中に農業共済組合又は農業共済保險組合なる文字を用いてはならない。

第五條 農業共済組合の区域は、市町村(地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては、区。以下本條において同じ。)又は特別区の区域による。但し、特別の事由があるときは、市町村又は特別区の区域によらないことができる。

農業共済保險組合の区域は、都道府縣の区域による。

第六條 農業共済團體の住所は、その主たる事務所の所在地にあるも

のとする。

第七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に対抗することができない。

第八條 農業共済団体の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九條 農業共済団体には、所得税及び法人税を課さない。

地方公共団体は、農業共済団体に對して營業税を課することができない。

第十條 農業共済団体がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

第十一條 農業災害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

第十二條 食糧管理特別会計は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部を負担する。

前項の負担金は、農業共済再保険特別会計の歳入にこれを繰り入れる。

政府は、第一項の規定による負担金を食糧を消費する者が負担するように、食糧の賣渡價格を定める。

なければならない。

第十三條 前條第一項の規定による負担金は、農業共済組合の組合員が当該組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てられるため、当該組合にこれを交付する。

前項の規定により農業共済組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合がその属する農業共済保険組合に支拂うべき保険料の一部に充てられるため、当該農業共済保険組合にこれを交付し、又は当該農業共済保険組合が支拂うべき再保険料の一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入にこれを計上することが出来る。

第十四條 國庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、農業共済団体の事務費を負担する。

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員

第十五條 農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。但し、政令の定めるところにより、定款で特別の定をしたときは、その定による。

一 当該農業共済組合の区域内に住所を有し、水稻、麦その他第八

十四條第一項第一号に規定する食糧農作物の耕作又は養蚕の業務を営む者

二 当該農業共済組合の区域内に住所を有し、牛、馬、山羊、めん羊又は種豚を所有し、又管理する者

農業共済保険組合の組合員たる資格を有する者は、当該農業共済保険組合の区域内に住所を有する農業共済組合とする。

第十六條 農業共済組合が成立したときは、前條第一項第一号に該当する者は、すべてその農業共済組合の組合員とする。農業共済組合が成立した後において同号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

農業共済保険組合が成立したときは、当該農業共済保険組合の区域の一部を区域とする農業共済組合は、当該農業共済保険組合の組合員とする。農業共済保険組合が成立した後において当該農業共済保険組合の区域の一部を区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合についても、また同様とする。

た同様とする。

農業共済組合は、前條第一項第二号のみに該当する者から加入の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

第十七條 農業共済団体の組合員は、各、一箇の議決権及び役員の選挙権を有する。

第十八條 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八條第三項の規定により予め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を農業共済団体に提出しなければならぬ。

第十九條 農業共済団体の組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

農業共済組合の組合員で第十五條第一項第二号のみに該当するものは、前項の事由に因る外、共済關係の全部の消滅に因つて脱退する。

る。但し、定款で特別の定をしたときは、この限りでない。

第二節 設立

第二十條 農業共済組合を設立するには、十五人以上の第十五條第一項第一号又は第二項に掲げる者が、農業共済保険組合を設立するには、二以上の農業共済組合が発起人とならなければならない。

第二十一條 発起人は、予め組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第二十二條 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者（その者が農業共済組合であるときは、その組合員）の中から定款の作成に當るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

前項の定款作成委員は、十五人を下つてはならない。
設立準備会の議事は、出席した

前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意を以てこれを決する。

第二十三條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。但し、農業共済組合を設立する場合にあつては、組合の設立につき第十五條第一項第一号の規定による組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意がなければ、創立総会を開くことができない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。
定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その

議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

創立総会については、第十七條、第十八條第二項乃至第四項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第二十四條 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画書を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、農業共済團體の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第二十五條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第二十六條 第二十四條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から一箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求め、訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第二十七條 第二十四條第一項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

第二十八條 農業共済團體は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第二十九條 都道府縣知事は、都道府縣農業共済保險審査会の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、命令の定めると

ころにより、区域及び組合員たる資格を定め、組合員たる資格を有する者に対し、農業共済組合を設立すべきことを命ずることができる。

前項の規定により設立を命ぜられた者は、命令の定めるところにより、創立総会を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

第三十條 農業共済團體の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 共済掛金又は保険料及び事務費に関する規定
- 七 共済責任又は保険責任に関する規定
- 八 役員の数及び選挙に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 剰余金の処分及び不足金の処

理に関する規定
十一 公告の方法
行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第三節 管理

第三十一條 農業共済團體に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

投票は、一人につき一票とする。

農業共済團體の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（組合員が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。但し、設立当時の理事は、設立の同意者（同意者が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。

第三十二條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十三條 理事は、監事又は農業共済団体の使用人と、監事は、理事又は農業共済団体の使用人と相兼ねてはならない。

第三十四條 農業共済団体が理事と契約をするときは、監事が、農業共済団体を代表する。農業共済団体と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十五條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十六條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を以て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十七條 理事の職務を行う者が、ないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしな

いときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第三十八條 農業共済団体の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済団体に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

総会招集の通知は、その会日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十九條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に備え置き、且つ、命令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第四十條 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処案を監事に提出し、且つ、

これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第四十一條 役員は、総組合員の五分の一以上の請求に因り、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済団体に提出してこれをしなければならない。

前項の規定による書面の提出があつたときは、農業共済団体は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

第四十二條 役員には、民法第四十

四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十六條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第四十三條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 事務費を徴収する場合には、その額及び徴収方法
三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処案
定款の変更に係る議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

定款の変更は、行政廳の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

前項の認可については、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十四條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決権の過

半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

議長は、総会においてこれを選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十五條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び清算
第四十六條 農業共済団体は、左の事由に因つて解散する。

一 総会の議決
二 農業共済組合の合併
三 破産
四 第八十條第二項の規定による解散の命令

解散の議決には、第四十三條第二項の規定を準用する。

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十七條 農業共済團體が解散したときは、農業共済組合の合併の場合を除いては、共済関係又は保険関係は、終了する。

前項の場合には、農業共済團體は、まだ経過しない期間に対する共済掛金又は保険料を拂い戻さなければならぬ。

第四十八條 農業共済組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならぬ。

前項の場合には、第四十三條第二項の規定を準用する。

合併は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十九條 農業共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

前項の一定の期間は、一箇月を

下つてはならない。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ。

第五十一條 合併に因つて農業共済組合を設立するには、各組合の總會において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員の中から、これをしなければならぬ。

第一項の規定による設立委員の選任には、第四十三條第二項の規定を準用する。

第五十二條 農業共済組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所のある所在地において、第六十

四條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第五十三條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務、当該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する權利義務を含む。を承継する。

第五十四條 農業共済團體が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済團體の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十六條 清算人は、農業共済團體の債務を弁済した後でなければ、農業共済團體の財産を分配することができない。

第五十七條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十八條 農業共済團體の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中、「前條」とあるのは、「農業災害補償法第五十四條」と読み替へるものとする。

第五節 登記

第五十九條 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する証明のあつた日）から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第三十條第一項第一号乃至第三号及び第十一号に掲げる事項
 - 二 事務所
 - 三 役員の名及び住所
- 農業共済團體は、設立の登記を

した後二週間以内に、後たる事務所のある所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第六十條 農業共済團體の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所のある所在地においては二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の從たる事務所のある所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第六十一條 農業共済團體が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十九條第二項の事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同

項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第六十二條 第五十九條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第六十三條 農業共済團體が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第六十四條 農業共済組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第五十九條第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五條 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第六十二條の規定を準用する。

第六十六條 農業共済團體の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第六十七條 農業共済團體の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済保險組合登記簿を備える。

第六十八條 農業共済團體の設立の登記は、役員全員の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

合併に因る農業共済組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第六十九條 第五十九條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第七十條 農業共済團體の事務所の新設又は事務所の移轉その他第五十九條第二項の事項の變更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を証する書面を添附しなければならない。

農業共済組合の合併に因る變更の登記の申請書には、第六十八條第三項の規定を準用する。

第七十一條 第六十三條の規定による農業共済團體の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いては、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

行政廳が農業共済團體の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第七十二條 第六十四條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した農業共済組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第六十八條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第七十三條 第六十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第六十五條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の變更を証する書面を添附しなければならない。

第七十四條 農業共済團體の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第五十七條の規定により決算

報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第七十五條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第二十六條第二項及び第四項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第七十六條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第七十七條 農業共済團體の登記には、非訟事件手続法第四百一十一條乃至第四百五十一條ノ六及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定を準用する。

第六節 監督

第七十八條 行政廳は、農業共済團體に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、農業共済團體からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することが出来る。

第七十九條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、農業共済團體の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は

定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該團體の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

行政廳は、農業共済團體の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があると認めるときは、何時でも、当該團體の業務又は会計の状況を検査することができる。

第八十條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該團體の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該團體に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

農業共済團體が前項の規定による命令に違反したときは、行政廳は、当該團體の解散を命ずることができる。

第八十一條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内

に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選の取り消すことができる。

第八十二條 この章中行政廳とあるのは、第五十三條の場合を除いて、農業共済組合については都道府縣知事、農業共済保險組合については主務大臣とする。

前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事に委任することができる。

第三章 農業共済組合の共済事業

第一節 通則

第八十三條 農業共済組合の行う共済事業は、左の通りとする。

- 一 農作物共済
- 二 蚕繭共済
- 三 家畜共済

家畜共済は、死亡廢用共済、疾病傷害共済及び生産共済とする。

第八十四條 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、蚕繭共済にあつては第二号、死亡廢用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあ

つては第五号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故に因つて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

一 共済目的

水稲、麦その他政令で指定する食糧農作物

風水害、干害、冷害その他氣象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害及び病害

二 共済目的

蚕繭

蚕兒の病害及び風水害、干害、凍害又はひよう害に因る桑葉の減收

三 共済目的

出生後第五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊及び種豚並びに明け二歳以上の馬

共済事故

死亡（屠殺に因る死亡を除く。）及び廢用

四 共済目的

出生後第五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊

及び種豚並びに明け二歳以上の馬

共済事故

疾病及び傷害

五 共済目的

妊娠第六月の月の初日から出生に至るまでの牛の胎兒及び出生後第五月の月の末日に至るまでの牛（命令で定める場合を除いて、乳用種の雌牛を除く。）並びに妊娠第七月の月の初日から出生に至るまでの馬の胎兒及び出生後その年の末日に至るまでの馬

共済事故

死亡（屠殺に因る死亡を除き、流産を含む。）及び廢用

前項第三号及び第五号の廢用の範圍は、命令でこれを定める。

第八十五條 農業共済組合は、命令で定める場合を除いては、第八十三條に掲げる共済事業のすべてを行わなければならない。

第八十六條 農業共済組合の組合員は、定款の定めるところにより、

定額の共済掛金を組合に支拂わなければならない。

第八十七條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、第十四條の規定により國庫が負担する事務員以外の事務費を組合員に賦課することができる。

第三百三十二條において準用する前項の規定により賦課される賦課金の支拂に充てる費用についても、また同項と同様とする。

第八十八條 共済掛金及び前條の規定による賦課金を徴收し、又は共済掛金の返還若しくは拂戻を受ける權利及び共済金の支拂を受け、又はその返還を受ける權利は、一年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

農業共済組合が定款の定めるところによりする前項の共済掛金及び賦課金の徴收の告知は、民法第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第八十九條 共済金の支拂を受ける權利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができる。

第九十條 農業共済組合の組合員は、組合に支拂うべき共済掛金及び第八十七條の規定による賦課金

について相殺を以て農業共済組合に對抗することができない。

第九十一條 農業共済組合が組合員に對して支拂う共済金の額は、その組合が農業共済保險組合から支拂を受けた保險金の額を下つてはならない。

第九十二條 共済金の支拂に不足を生ずるときは、農業共済組合は、命令の定めるところにより、共済金額を削減することができる。

第九十三條 農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人は、共済關係に關し譲渡人の有する權利義務を承継する。但し、当該共済目的の譲受人が譲渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないときは、この限りでない。

家畜共済の共済目的の譲受人は、農業共済組合の承諾を受けて、共済關係に關し譲渡人の有する權利義務を承継することができる。

農業共済組合は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人で譲渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないもの

については、前二項の規定を準用する。

共済目的について相殺その他の包括承継があつた場合には、前四項の規定を準用する。

第九十四條 農業共済組合の組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

農業共済組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。

第九十五條 農業共済組合は、組合員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、組合の負担とする。

第九十六條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、損害防止のため必要な施設をすることができる。

第九十七條 農業共済組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、何時でも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

第九十八條 農業共済組合の組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を受けるべき損害があるとき、命令の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第九十九條 左の場合には、農業共済組合は、共済金の全部又は一部につき、支拂の責を免れることができる。

一 組合員が第九十四條第一項の規定による義務を怠つたとき。
二 組合員が第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。
三 組合員が前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が第九十五條第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに第九十五條第一項の規定による拂込を遅滞したとき。

六 組合員が第九十五條第三項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第一百一條 農業共済組合は、不足金の填補に備へるため、命令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

第一百二條 農業共済組合の組合員が、自己の責に帰すべき事由がなく、命令の定めるところにより、一定年間組合から共済金の支拂を受けないとき、又は支拂を受けた共済金が一定の額に満たないときは、組合は、組合員に對して共済掛金の一部に相当する金額を拂戻すことができる。

第一百三條 農業共済組合の共済事業には、商法第六百四十二條、第六百四十三條及び第六百四十六條の規定を準用する。

第二節 農作物共済及び蚕繭共済

第一百四條 第十五條第一項第一号に掲げる者が第十六條第一項の規定により農業共済組合の組合員となつたときは、命令で定める場合を除いて、その者と農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済關係が成立するものとする。

第一百五條 農業共済組合の組合員は、定款に特別の定めのある場合を除いては、毎年農作物共済又は蚕繭共済に係る共済責任期間の開始する時まで、当該組合に、共済目的を明かにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、且つ、共済掛金を拂い込まなければならない。

前項の共済細目書に記載すべき事項は、定款でこれを定める。
第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は定款の定めるところにより遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第一百六條 農作物共済及び蚕繭共済の共済金額は、主務大臣が共済目的の種類ごとに單位当り收穫量別にその收穫物の價格の二分の一を標準として定める最高額と最低額

の範囲内において共済目的の種類ごとに一律に定款でこれを定める。

第七七條 農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、当該市町村（地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区。以下本條において同じ。）又は特別区の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款でこれを定める。

基準共済掛金率は、都道府縣の区域内における危険階級別の共済金額の合計額を重みとするその算術平均が当該都道府縣の共済掛金標準率に一致し、且つ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように主務大臣が、共済目的の種類ごとに危険階級別にこれを定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する市町村及び特別区並びに各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府縣知事が、共済目的の種類ごとにこれを定める。

共済掛金標準率は、左の率を共済目的の種類ごとに都道府縣別に合計したものである。

一 命令で定める一定年間に

る当該都道府縣の各年の被害率（以下本條において單に被害率という。）のうち、主務大臣が共済目的の種類ごとに定める標準被害率（以下單に標準被害率という。）を超えないものにあつてその被害率を、標準被害率を超えるものにあつては標準被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、標準被害率を超える主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率を超えないものにあつては標準被害率を超える部分の率を、その一定の率を超えるものにあつては標準被害率を超えその一定の率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下異常共済掛金標準率という。）

三 被害率のうち、前号の一定の率を超えるもののその超える部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下超異常共済掛金標準率という。）

前項の通常共済掛金標準率、異

常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、五年ごとに一般にこれを改訂する。

第八八條 農作物共済及び蚕繭共済に係る共済掛金を滞納する者があつて、農業共済組合の請求があるときは、市町村又は特別区は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、徴収金の百分の四を市町村又は特別区に交付しなければならぬ。

市町村又は特別区が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府縣知事の認可を受けて、これを処分することができ、この場合には、地方自治法第二百二十五條第一項及び第四項の規定を準用する。

前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収金に次ぎ、その時効については、市町村税の例による。

第九九條 農業共済組合は、左の場合において、被害の程度に應じて、共済金額に命令で定める率を

乗じて得た金額に相当する共済金を組合員に支拂うものとする。

一 農作物共済にあつては、共済事故に因る減収が平年における当該耕地の收穫量の百分の三十を超えた場合

二 蚕繭共済にあつては、共済事故に因る減収が平年における当該組合員の單位当り收穫量の百分の四十を超えた場合

第一百十條 農作物共済及び蚕繭共済の共済責任期間は、左の各号に掲げる期間とする。

一 水稻については本田移植期（直播をする場合にあつては、発芽期）から、麦については発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から夫々收穫をするに至るまでの期間及びその他の農作物については、これを準ずる期間

二 蚕繭については、桑の発芽期から最終養蠶期の收穫をするに至るまでの期間

第三節 家畜共済

第一百十一條 農業共済組合は、組合員から家畜共済の申込を受けたときは、左の各号の一に該当する場合その他正当な理由がある場合を

除いては、その承諾を拒んではならない。

一 死亡廃用共済に付していない家畜について疾病傷害共済の申込があつた場合において、同時に当該家畜の死亡廃用共済の申込がないとき。

二 死亡廃用共済に付していない母畜の胎兒について生産共済の申込があつた場合において、同時に当該母畜の死亡廃用共済の申込がないとき。

第一百十二條 農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、定款に特別の定がある場合を除いては、組合が組合員から共済掛金の支拂を受けた日の翌日から始まる。

死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済掛金期間は、一年とする。但し、特別の事由があるときは、定款で別段の定をすることができ

第一百十三條 左の各号の一に該当する家畜は、あらたに死亡廃用共済にこれを付することができない。

一 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬

二 七歳を超える山羊及びめん羊並びに六歳を超える種豚

家畜が前項各号に該当するに至る前二年以内にあらたに開始した死亡廃用共済関係は、その該当するに至つた時の属する共済掛金期間満了の時に消滅する。

別共済掛金標準率を下つてはならない。
前項の共済掛金標準率は、四年ごとに一般にこれを改訂する。

第百十六條 家畜共済に係る共済金は、左の金額とする。

第百十四條 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一 死亡廃用共済にあつては家畜の金額の百分の八十に相当する金額を、疾病傷害共済にあつては主務大臣の定める額を夫々超えない範囲内において定款で定める額

一 死亡廃用共済にあつては、共済事故の原因が発生した直前の家畜の価格により、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済價額に対する割合を乗じて得た額。

をし、又はその費用を負担したときは、組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

第百二十一條 農業共済保険組合は、組合員たる農業共済組合が共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金の百分の九十に相当する金額
二 家畜共済にあつては、組合員が支拂うべき共済金に相当する金額

二 生産共済にあつては、胎児については母畜の死亡廃用共済の共済金額の百分の二十に相当する金額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額

二 疾病傷害共済にあつては、共済事故に因つて組合員が被る損害の額に農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支拂割合を乗じて得た額

第百十九條 農業共済組合の組合員は、廃用に係る家畜を屠殺したときは、予め組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支拂を請求することができない。

第百二十三條 農業共済保険組合の保険金額は、左の金額とする。

一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

三 生産共済にあつては、胎児については共済金額の全額、出生した牛及び馬については第一号の場合に準じて算定した額

三 生産共済にあつては、胎児については共済金額の全額、出生した牛及び馬については第一号の場合に準じて算定した額

第百二十條 家畜共済には、商法第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

二 家畜共済にあつては、その共済金額に相当する金額

前項の場合には、農業共済保険組合は、同項の額の限度において保険金を当該農業共済組合に支拂つたものとみなす。

第百十五條 家畜共済の共済掛金率は共済目的の種類ごとに定款でこれを定める。

前項第二号の損害の額は、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつてこれを算定する。

第百二十四條 農業共済保険組合の保険料率は、共済掛金率と同率とする。

第百二十五條 農業共済保険組合の支拂うべき保険金は、左の金額とする。

第百二十七條 農業共済保険組合の組合員は、共済関係が成立したときは、定款の定めるところにより、組合に当該共済関係に関する事項を通知しなければならない。

前項の共済掛金率は、命令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める当該地域

第百十七條 疾病傷害共済に係る共済事故が発生した場合において、農業共済組合が診療その他の行為

第四章 農業共済保険組合の保険事業

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保険組合の組合員は、定款

の定めるところにより、遅滞なくこれを組合に通知しなければならない。

第二百二十八條 農業共済保険組合の組合員は、第九十四條第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

第二百二十九條 左の場合には、農業共済保険組合は、保険金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 組合員が法令又は定款に違反して共済金を支拂つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支拂つたとき。

三 組合員が第二百二十七條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が正当な理由がないのに保険料の拂込を遅滞したとき。

五 組合員が前條の規定による指導を怠つたとき。

六 組合員が第三百三十二條において準用する第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。

七 組合員が第三百三十二條において準用する第九十八條の規定に

よる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第三百三十條 農業共済保険組合は、命令の定めるところにより、共済事業の種類ごとに会計を区分して経理しなければならない。

第三百三十一條 農業共済保険組合の組合員が保険に関する事項について当該組合に対して訴を提起するには都道府縣農業共済保険審査会の審査を経なければならない。

前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

第三百三十二條 農業共済保険組合の保険事業には、第八十七條第一項、第八十八條乃至第九十一條、第九十五條乃至第九十八條及び第百條乃至第百二條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第五章 政府の再保険事業

第三百三十三條 政府は、農業共済保険組合が保険事業に因つてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

第三百三十四條 農業共済保険組合とその組合員との間に保険關係が成立したときは、これに因つて政府と当該組合との間に再保険關係が成立するものとする。

第三百三十五條 政府の再保険金額は、左の金額とする。

一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、その総保険金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額

二 家畜共済にあつては、その保険金額に百分の九十の範囲内において主務大臣の定める率を乗じて得た金額

第三百三十六條 政府の再保険料率は左の率とする。

一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率

二 家畜共済にあつては、保険料率と同率

第三百三十七條 政府の支拂うべき再保険金は、左の金額とする。

一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに

に、当該共済目的に係る総支拂保険金のうち、当該共済目的に係る総保険金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額

二 家畜共済にあつては、支拂保険金に再保険金額の保険金額に對する割合を乗じて得た金額

第三百三十八條 農業共済保険組合は、再保険關係が成立したときは、命令の定めるところにより、再保険關係に関する事項を主務大臣に通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保険組合は、命令の定めるところにより、これを主務大臣に通知しなければならない。

第三百三十九條 農業共済保険組合は、保険金の支拂をなすべき原因が発生したと認めるときは、命令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に通知しなければならない。

第四百十條 左の場合には、政府は、命令の定めるところにより、再保険金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 農業共済保険組合が法令又は定款に違反して保険金を支拂つたとき。

二 農業共済保険組合が損害額を不当に認定して保険金を支拂つたとき。

三 農業共済保険組合が第三百三十八條又は前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第四百十一條 農業共済保険組合が再保険に関する事項について政府に対して訴を提起するには、農林保険審査会の審査を経なければならない。

前項の場合には、第三百三十一條第二項の規定を準用する。

第四百十二條 政府の再保険事業には、第八十八條乃至第九十條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第六章 審査会

第四百十三條 都道府縣に都道府縣農業共済保険審査会を置く。

都道府縣農業共済保険審査会は、第二十九條第一項及び第三百三十一條の規定によりその権限に属

させた事項を処理する外、都道府県知事の諮問に應じて左の事項を調査審議する。

一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

第百四十四條 農林保険審査会は、

第百四十一條の規定によりその権限に属させた事項を処理する外、主務大臣の諮問に應じて前條各号に掲げる事項を調査審議する。

第百四十五條 前二條に規定するものの外、都道府県農林共済保険審査会及び農林保険審査会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 罰則

第百四十六條 第七十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

農業共済団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済団体の業務に關して前項

の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その農業共済団体に對して同項の刑を科する。

第百四十七條 左の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により行政廳の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二 この法律による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 農業共済団体の目的でない事業をしたとき。

四 第三十三條の規定に違反したとき。

五 第三十五條、第三十六條又は第三十七條の規定に違反したとき。

六 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十一條第四項の規定に違反したとき。

八 第四十九條又は第五十條第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。

九 第五十五條又は第五十七條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第五十六條の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

十一 第九十一條(第百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十二 第百條(第百三十二條において準用する場合を含む。)又は第百一條(第百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十三 第百三十條の規定に違反したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債權者に弁済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 法令又は定款に違反して剰

余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

第百四十八條 第四條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

第四十九條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

第百五十條 第十二條第一項の規定により食糧管理特別會計が昭和二十二年において負担する水稻の共済掛金に係る負担金については、同條第三項の規定は、これを適用しない。

第百五十一條 左の法律は、これを廃止する。

農業保險法
昭和十八年法律第二十二号(農業保險の保險料國庫負担金等の交付及分担等に関する法律)

家畜保險法

第百五十二條 この法律施行の際現に存する農業保險組合、農業保險組合連合会及び家畜保險組合については、前條に掲げる法律は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第百五十三條 この法律施行の際現に農業保險法に基いて存する共済

責任關係、保險責任關係及び再保險責任關係については、同法は、第百五十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。但し、第三項に規定するものに関しては、この限りでない。

この法律施行の際現に農業保險法に基いて水稻に係る共済責任を負担する市町村農業会については、当該共済責任開始の時に、当該市町村農業会とその会員との間にこの法律に規定する農業共済組合とその組合員との間における水稻に係る共済關係と同様の共済關係が成立したものとみなす。この場合には、当該市町村農業会はこれを農業共済組合と、当該市町村農業会の所屬する農業保險組合連合会はこれを農業共済保險組合とみなし、この法律に適用する。

この法律施行の際現に農業保險法に基いて存する水稻に係る共済責任關係、保險責任關係及び再保險責任關係は、その責任開始の時にさかのぼつて消滅する。

前三項の規定施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第百五十四條 第百五十二條に掲げ

る家畜保險組合の行ふ家畜保險事業に關しては、家畜保險法は、第百五十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第百五十五條 農業共済組合が成立したときは、その区域の全部又は一部をその区域とする市町村農業会の共済事業に關する權利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に当該農業共済組合が、これを承継する。

第百五十六條 農業共済保險組合が成立したときは、その区域の全部又は一部を区域とする農業保險組合、農業保險組合連合会及び家畜保險組合は、その成立の時に解散するものとし、当該農業保險組合連合会、農業保險組合及び家畜保險組合の再保險事業及び保險事業に關する權利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に、当該農業共済保險組合が、これを承継する。

第百五十七條 この法律施行前（第百五十二條に掲げる組合及び連合会については、同條の規定により効力を有する農業保險法及び家畜保險法の失効前）にした行爲の処

罰については、この法律施行後（同條の組合及び連合会については、同條の規定により効力を有する農業保險法及び家畜保險法の失効後）でも、なお従前の例による。

第百五十八條 農業家畜再保險特別會計法の一部を次のように改正する。

「農業家畜再保險特別會計法」を「農業共済再保險特別會計法」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農業再保險事業及家畜再保險事業」を「農業共済再保險事業」に改め、「通ジテ一ノ」を削る。

第三條中「農業再保險事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業」に改め、「一般會計及」を削り、「再保險金、」の下に「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金、」を加える。

第四條中「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第五條中「農業再保險事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業」に、「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

事業」に改める。

第八條第二項中「純再保險料」を「再保險料」に改める。

第十一條 内閣ハ毎年度此ノ會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

農業災害補償法第百五十三條第一項に規定する再保險責任關係及び同法第百五十四條の規定に基く家畜再保險事業に係る再保險事業については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第百五十九條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條中「農業保險組合聯合會、農業保險組合、家畜保險組合」を「農業共済保險組合、農業共済組合」に改める。

農業災害補償法第百五十二條に掲げる農業保險組合聯合會、農業保險組合及び家畜保險組合については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第百六十條 食糧管理特別會計法の一部を次のように改正する。

第六條中「農業再保險特別會計」を「農業共済再保險特別會計」に改める。

〔補見義男君登壇、拍手〕

○補見義男君 只今議題になりました農業災害補償法案について、農林委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

先ず法案の趣旨とするところ及び内容について御説明いたしたいと存じます。御承知のように我が國の農業はその経営規模が極めて零細であるということと特徴としており、従つて又その弱点としておりますが、これに加えて自然の力の支配を受けることの最も大きなこの農業において、我が國は氣象變化の激しい、いわゆるモンsoon地帯に属してあります關係上、諸外國にも類例を見ない程災害が多く、一度災害を被つた場合の農家經濟は、元來基礎の極めて脆弱なのに加之て被害でありますから、忽ちにして再起不可能となり、或いは將來に大なる負債を残し、或いは又農地に対する限りなき執着を残しつつも離村の原因になつた事例が、過去において決して少なくないのであります。従つて農業經營の安定、農業再生産の確保の観点からいたしまして、夙に農業保險制度の必要が強調せられ、官民一体による多年の調査研究の結果、家畜につきましては昭和四年以來、又農作物につきましては昭和十四年以來、それ／＼保

險制度の実施を見て参つたのであります。併しながらこれらの保險はもとも例へば保險の目的、保險事故等におきまして十分とは申せなかつたのに加えて、最近の經濟事情の激変とは全く遊離いたしまして、例へば水稻において收穫時無の災害のあつた場合の保險金が反當四十五円というがごとく、殆んど保險本來の機能を果すことを得ない状態に陥つておる実情でありますので、この際從來の農作物及び家畜保險制度を根本的に拡充強化いたしまして、以て我が國農業の健全なる發達、農業再生産の確保を期せんとするものでございます。而してこのことの必要性は、農地改革後において耕作農民の自主獨立を將來強く伸ばして行くための最小限度必要な措置として、一方において協同組合運動が提唱せられ、同時にこれと並んで、いわば車の両輪のごとく、災害補償制度の強化徹底が強く要望せられておつたことに徴しても亦明らかであります。

次に法案の内容でありますが、本法案は本文百四十八條、附則十二條を加えて、全文百六十條に亘つており、主として農業共済團體の組織法的規定及び共済保險事業の技術的規定がその大部分を占めておりますので、こ

ここでは極く概要的の説明のみに止めた
いと存じます。

法案内容の主要なるものは、先ず第
一に機構の点であります。新たに原
則として市町村の区域に農業者全員加
入の農業共済組合を設け、これを構成
員として都道府県の区域に農業共済保
險組合を設け、これらの団体により共
済及び保険事業を行つと共に、従来通
り政府はこれを再保険する仕組でござ
います。尙農業共済組合の設立は自主
的であることを建前としておりますけ
れども、保険の性質上、必要に應じて
法案第二十九條の規定によりまして強
制設立の途が設けられておるのであり
ます。

第二は共済目的及び共済事故の拡
充であります。先ず農作物につきま
しては、共済事故を氣象上のすべての
原因に拡張いたしました。その結果、
従来最も問題となつておりました冷害
のごときもすべて包含せらるること
なり、この拡張によりまして、今後農
家は虫害を除いた凡そ一切の原因によ
る災害補填を受けることができること
となつたのであります。又共済の目的
につきましても、従来の桑葉が保険の
対象となつておりましたのを、更に一
歩進めて、蚕繭の保険にまで拡充し、

又従来水稻及び麦の外、明年度から陸
稻を加え、更に近い将来において諸類
にも及ぼして行くこととしたしておる
のであります。家畜の部分につきまし
ては、共済目的を従来の牛、馬より更
に山羊、綿羊、種豚及び牛馬の胎児に
まで拡張、又共済事故も、従来の死亡の
外、疾病、傷害、廃用及び牛馬の出産
をも対象としたしまして、保険制度の
完備を図つておるのであります。

第三は共済金額の改訂であります。
これは前にも申述べましたごとく、現
在農作物の共済金額は昭和十八年当時
定まつたままになつており、殆んど保
險の機能を喪失しておりますのであり
ますが、本法案におきましては毎年主
務大臣が、農作物については反当、蚕
については掃立て卵量のグラム当り、
それ／＼の收穫價額の二分の一を標準
として、その基準を定めることとして
おるのであります。これによりまして
と、例えば本年の水稻については反当
二石以上のところは千二百円、一石五
斗以上は九百円、一石五斗未満は六百
円となつておるのであります。

第四は共済掛金に関する農家と國家
との負担割合に關してであります。共
済の例を米麦にとつて申しますと、共
済掛金率即ち被害率であります。これ

を各都道府縣毎に通常、異常及び超異
常の三段階に分けまして、全國に共通
する最低の掛金部分はこれを農家の負
担とし、これを超ゆる通常及び異常の
部分の二分の一はこれを國家が負担
し、超異常の部分については、常に全部
國庫負担としておるのであります。平
均いたしましたと、農家と國家の負担
は約半々になつておるのであります。
尙食糧農作物についての右の國庫負担
は、本案の第十二條において規定いた
してありますように、食糧管理特別会
計がこれを負担するのであります。同
特別会計はこの負担金を一般の食糧
消費者が負担するように、食糧の賣り
渡し價格の中に織込むこととなつてお
るのであります。尤も本年の産米につ
いては別に價格調整金より支出がござ
いますので、本年の米には右の規定は適用
されないのであります。かゝのごとき
農業保険についてその保険料の一部を
消費者も亦負担するようなことは全く
新しい制度でございまして、一面に
おいて生産、消費の直結と申します
か、保険を通じての相互扶助的關係
が一層昂まると共に、他面において食
糧増産に關する生産者の自覚と責任が
強く要望せらるるところであります。

第五は農業保険が社会保険の性格を

有してることからいたしまして、通
常の保険におけるいわゆる附加保険料
に相當する農業共済團體の事務費は、
國家において毎年度予算に計上し、こ
れを負担する旨を法案第十四條にお
いて明らかにしておるのであります。

以上が、本法案の内容の主要なる点
でございますが、御承知のごとく本年
は殊の外災害が多く、従つて東北水
害、関西旱害等種々の被害があつたの
でありまして、本法案成立の曉におき
ましては、既往の災害中水稻に關する
ものにつきましては、溯及して本法を
適用することとしたしており、全体の
支拂共済金額の見込みは約十九億円で
ございまして、うち政府負担は約十二
億円の見込みであります。

次に本法案に關する質疑應答は、本
月の六日第一回の審議に入りましてよ
り、前後六回に亘る委員会において行
われたのであります。その間各委員
より、或いは農政の観点から、或いは
それ／＼の専門的立場から、詳細に亘
る質疑があつたのであります。その
の大部分を省略することを御許し願
ひまして、ここではそのうち三、四のも
のを御披露いたしたいと存じます。

即ちその一は、農政の基本的問題に
關連いたしまして、災害が生じた場合

の対策もさることながら、それよりも
もつと大切なことは、災害防衛のため
の努力である。而してそのためには積
極的な農業振興政策の裏打ちを必要と
する。かりそめにも本法案の成立によ
つて氣が緩み、この積極的施策に対す
る熱意が欠けるようなことがあつては
ならん。政府の用意如何との質問に対
しまして、政府当局より、禍いの源を
塞ぐ意味において、積極的施策を講ず
ることの必要性については全く同感で
ある。従つていろいろの観点から施策
を講じて行かねばならぬのであるが、
例えば水害に対する山林政策としては
積極且つ果敢なる造林対策を目下立案
中で、その他用排水施設或いは旱害地
方における溜池、用水路等の施設も同
様に講じて行きたいと思つておる。尙
從來は災害部門と積極的施策部門との
連絡が不十分であつたが、今後両者
十分連絡し、急を要するところより逐
次実行に移して行きたい。又本年から
冷害が共済事故に加わつたが、特に長
期に亘る氣象予報については特別調査
費を計上して、數年來氣象台に委託し
ており、全國千ヶ所ばかりに嘱託員を
置いておるが、災害の発生予察が特に
必要であるから、將來は更に拡充強化
に努めたい。又農作物については、品

種、改良も大きな施策の一つであり、今後共にこの点に努力を続ける考えである。要するに積極的施策は同時に又災害補償対策と同一であるという観点に立つて進んで行きたいとの趣旨の答弁がございました。

次に農作物の保険において、保険金額は少額で、再生産確保上不足だと思われる。又水稻について三段階に区分した科学的根拠如何との質問に對して、農林当局より、收穫金額の半分を基準としておるのは、大体農家の現金支出をカバーするのが元々の考え方である。自家努力をも含めた自給分もカバーするというのも一つの考え方ではあるけれども、共済掛金の関係もあり、種々検討考慮の結果原案のごとく定めた。又水稻について三階級に分けたのは、地方の実情から見ても、例えば上田、中田、下田のごとくそれぞれ、收穫力即ち土地の生産力に区分があるので、純粹な意味では科学的とはいえないけれども、大体この程度に区分することが妥当であると認められたのであるとの趣旨の答弁がございました。

次に質疑として、食糧農作物に関する共済掛金、即ち保険料の一部を明年産の米麦から消費者が負担することになつておる点に關しまして、かかる制

度を新らたに取るに至つたのは理論上それを正しいとしてのことか。或いは政府に財源なきための措置かとの質問があり、又これに關連して本法案が社会保険的性質を有しておる点に鑑み國庫負担とすべきではないかとの質疑に對し、政府当局より、消費者負担は特別負担でなく、本來生産費中に包含せらるべき一部の保険料を負担するという考え方、或いは災害のあつたときに通常の場合においては米價がそれだけ高くなるのを、政府が買入價格を一本に統一して買入れしておるのであるから、その高くなるべき部分を消費者が消費者價格においてブールして負担すべきであるという考え方も理論上成り立つわけであるが、併しこの問題は畢竟するに國庫に財源なしという点に帰着すると思ふ。又從來食糧管理上政府が負担しておつたいろ／＼の費用も今後は消費者に負担してもらうことになつておる実情からいつても國庫負担は困難と思ふとの趣旨の答弁がございました。

最後に本法案が成立すれば、水稻に關する限り現行の農業保險法によつて成立しておりまする共済保險關係は、その責任開始のときに遡つて本法の適用を及ぼることになるのであります

が、その結果災害を受けなかつた地方の農民は多額の共済掛金の追徴を受けることとなり、事實問題としてこのことはなか／＼困難を伴うと思われるが、これが措置並びに万止むを得ざる場合における分割納入その他の緩和対策如何との質疑に對して、政府委員より、本法案は今期國會当初より提案の準備を進めており、從つて共済金額の増額に伴う共済掛金の増徴について、早くから地方毎に準備を進めておつたのであるが、地方により徹底しなかつた所もあることは遺憾である。併しながら、いづれにしても保險本來の精神からいつて、当然負担して貰わねばならんと思ふ。而して災害を受けなかつた地方における掛金の増徴分は、特殊の場合を除いては、その地方の將來の災害のために備える蓄積として、その地方の共済團體に留保せらるるのであるから、實質上の負担増加とはいへん。尤も納入方法の緩和に關しては更に研究するとの答弁がございました。

質疑終了を待つて、去る二十一日討論に入りましたところ、まず共產黨を代表して板野委員より、本法案は進歩的な法案であつて、大體賛成であるが、特に積極的な農業振興政策が伴わ

なければならんことを強調せられ、同時に一つの修正意見を提案せられたのであります。即ちそれは原案の十二條によりますと、先程申し上げました通り、食糧農作物について農民の支拂うべき共済掛金の一部を食糧管理特別會計が負担し、右特別會計はこの負担金を農業共済再保險特別會計の歳入に繰入れますと共に、一面においてその負担金を食糧の消費者に負担せしめるように食糧の賣渡し價格を定めなければならんことになつておりますが、この際その負担の規定を削除して、毎會計年度、予算の範圍内において國庫が負担するように第十二條を修正せんとする御意見でありまして、その趣旨は、本來國庫において負担すべきものを消費者に負担せしむること、は、さなきだに大衆課税の現状に更に拍車を掛ける結果になるという点でございます。この点に關して木下委員より、板野委員の修正案は結構のようであるが、これは現在の鐵道その他の例に徴しても全体の政策に影響を及ぼし、又仮に國庫負担としても、國家自体がその財源を得るために一般大衆課税をすれば意味をなさないので、過渡的には原案亦止むを得ん。併しながら大局的には國家財政の供給源を力のある

ところからもつと取ることに別途努力すべきであるとして、原案に賛成の意見を開陳せられ、その他羽生、山崎、北村、島村及び松村各委員よりそれぞれ災害予防対策の確立、共済金支拂いの迅速化、共済事業の普及徹底、農家負担の軽減、家畜保險の重視等、本法案運営上の希望意見を附して原案賛成の意見を述べられたのであります。尙消費者負担の問題につきましては、羽生、北村委員を初め委員會における大多數の意見としては、大衆課税的性質を有する点については異論なく、從つて消費者負担はできるだけ避けるべきであるけれども、問題は当面の財政上の困難性から來ておるのでありますから、予算の出所のない場合、農民の過重負担となり、或いは法案自体がどうなるかというようなことも十分考慮し、結局今後における政府の國庫負担に關する最善の努力を強く要望することとに帰着した空氣が支配的であつたことをこの際附加して置きたいと存じます。かくて討論終結後、採決に入り、先ず板野委員提案にかかる第十二條修正案を議題に供しましたところ、右修正案は少數を以て否決となり、結局本法案は大多數を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました

次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、自由討議、本日の自由討議は本院規則第四百四十七條によるものとし、所見開陳の範圍を中小工業振興策といたします。會議時間は二時間三十分でございます。各発言者はそれ〴〵発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔河井彌八君発言者指名の許可を求む〕

○議長(松平恒雄君) 河井彌八君。

○河井彌八君 緑風会は発言者として佐伯卯四郎君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 佐伯卯四郎君の発言を許します。

〔佐伯卯四郎君登壇、拍手〕

○佐伯卯四郎君 本日の自由討論は中小工業振興策という事になつておりますが、範圍が非常に廣いのであ

りまして、私には、日本の商品を輸出するその輸出に關する方の中小工業の振興策という事に限定させて頂きま

まず我が國において代表的とも申すべき中小工業は陶磁器であります。その陶磁器の過去踏み來りましたところを簡単に申上げて見たいと存じます。統

一次歐洲戰爭後主たる生産國であるヨーロッパの輸出が減退いたしましたので、從つて世界各國より我が國に

注文が殺到をしたわけでありま

注文が殺到をしたわけでありま

注文が殺到をしたわけでありま

結果中小業者は非常に救われまして、逆に商業資本の方が追従しなければならぬというやうな反対の現象に

結果中小業者は非常に救われまして、逆に商業資本の方が追従しなければならぬというやうな反対の現象に

結果中小業者は非常に救われまして、逆に商業資本の方が追従しなければならぬというやうな反対の現象に

をすることはできないものじやなからうかと考えております。まあ只今申し

をすることはできないものじやなからうかと考えております。まあ只今申し

をすることはできないものじやなからうかと考えております。まあ只今申し

労働の問題であります。労働基準法ができましたので、これが中小工業の方に及びますと、もはや中小工業にいわゆる安い労働力がなくなつてしまふ。日本の商品の賣れておるのは決して品質が良いからではないのであります。安いというものが特徴でありますのに、いろいろ理由はございまして、けれども、結局低廉なる労働賃ということでこれまで参つたのに、この中小工業が、基準法によりまして基準のものは拂はなければならぬということになりますと、高くなる。よつて中小業者は、これより考へて、或いは経営の方に、或いは技術の方に非常な勉強をしなければ、もはや輸出はできなくなるのじやないか。これは非常に大なる問題と私は考へるのであります。又爾來中小工業が大企業に對しまして持つておりました強みをなくなすともいえるのであります。これは非常に大きな問題と考へるのであります。

第三に考へなければならぬことは、各地におきまして、輸出先におきまして産業が起つて來たのであります。今後とも我々輸出業者として非常に考へなければならぬ東洋市場は、御承知のように或いは独立し或いは独立の方向に向つておるのであります。従つて彼

らは國民性に非常に目覺めまして、盛んに自國に産業を起しておるのであります。私の考へますところ、近き將來におきまして、輕工業の或るものは自足自給するのじやないか、さように考へます。今申しましたように、安いというこのみをやつておりますれば、中小工業も賣れなくなつて、やはり優良なものを作らなければならぬということと眞面目に考へなければならぬという問題になつて來るのじやないかと存じます。只今の各地に起りました例証といたしましては、例えばインドにおいて、戦前の輸出品は第一に棉花であつたのであります。昨今の報道によりますと、棉花の輸出は、つまり材料の輸出は第五位に落ちまして、棉製品が第三位に上つて來たといふのは誠にその様子が分るのであります。アメリカについて申しますと、御承知のように戦時中にナイロンが非常に進歩しまして或が生糸を排撃してしまつた、或いは私共の陶器におきましては、これ又非常なマス・プロダクションができました。日用使用のような皿だとかいうようなものは、もはや日本から輸出する機会を失つてしまつたのであります。

て、排日の問題でございまして。これは幸いにして非常に大きくないようでありますが、併し決してしないことはないのではありません。消費者が排買いたしますのと、日本の安いものを受け、ために損害を受けんとするあちらの業者が、我々を排斥するのであります。この問題は決して輕くは見えてはならぬと考へるのであります。

第五といたしまして、昨今新聞紙上に載つております國際貿易憲章で、これに是非とも我々講和後参加しなくちやならぬといふのにつきまして、決して中小工業が過度に國家より保護された、そうしてできたといつたような品物は輸出できないようなことになり、不当なるチーフ・レーパーによつてでき上つた商品なんか持つておりますれば、そういう中には入れられない。このことを考へねばならぬ。

又第六であります。我々の産業を回復いたしますには、どうしても我が資力のみでは遅い。よつて外國資本を注入しなければならぬといふようなことに相成ると思ふのであります。そういつた外國の資本が日本に入りましたといつたとしても、それは中小工業には入つて參らないと思ひます。そういう方にはチャンスはたかろうと私は考へます。

第七であります。最近商工省内に中小企業總局というのでござまして、大變中小工業に御盡力を頂くさうでありますけれども、この協同組合というもの、昔のごとく統制を強化するものではない筈であります。中小工業は、只今申上げましたように、過去において非常に統制によつて恵まれたのであります。今度の協同組合は、さやうのものとないといふことは、中小工業者がよく考へて行かなければならぬことと考へます。

第八であります。戦前におきましては、我々の輸出は、日本の爲替銀行、日本の船会社、日本の保險会社といふようなふうに取り扱ひを受けたのであります。大變安くて、而して便利な方法で輸出ができたのであります。が、只今におきましてはこれが殆んど全部外國のものによらなければならぬといふことは非常に不利であります。又戦前におきましては、我々日本人が海外に進出したしまして、あちらで日本の品物を受留めてくれて、さうして宣傳に努めたといふようなことが、當分の間は望むことができない。これ又輸出商賣に非常に不利であるのじやないかといふことが心配されるのであります。

第九に、當分の間外國より格安なる原料を手に入れることが不可能である。高くて悪い内地の原料を使わねばならぬ。非常に不利であります。

第十に、現在の世界の企業の形態といふものは、小規模経営ではなくて大規模経営に向つております。即ち手工業といふようなものでなくて、機械工業によるマス・プロダクションに向つておるといふことは、概括的に明らかに言へることだらうと考へます。そこで小じやありません、中工業者といふやうなものが、大企業で經營するを適當とするやうな仕事を可及的に、能率を落さずして、中の形態でやつて行くことができないかといふ工夫をすることは、私は非常に必要なことだらうと考へております。例えば五十人くらいの人を使ひまして、その御主人が資本主であり、經營者であり、技術者であり、労資の關係も極めて上手にやつて行くといふやうなことにしまして能率を擧げて、大企業に對抗し得るといふやうな工夫が非常に必要じやないかと考へます。

即ち一つの事業を大中小の規模でやつて見た場合に、どういふ能率の差異があるかといふことを研究することであ

ります。即ち結局一つの仕事に最も適正なる規模というものを研究するといふことが非常に必要と考えます。

十一には、日本の特徴は何であるかという、御承知のように非常に勤勉なる、熟練なる、而して比較的安い労力が豊富にあるということだと考えます。そこでこの豊富なる労力を使いまして、世界に向つて輸出品を出すといつたような工業とは日本においては何ぞやといふことを発見することであります。自然には決まつておるのでありますけれども、手工業一点張りで行くような工業或いは手工業を主としたしまして、それに機械力を補助するといつたような仕事、この研究によりまして私の希望いたしますことは、從來のごときものを作つて輸出するというようなことではなくして、新らしく何か日本から輸出商品を見出しなければならぬということに非常な努力をすべきではないか、こう考えます。

十二であります、中小工業は從來非常に手工業によつておりました関係から、機械を利用するということが誠に下手であります。併しながら今後で

す。

以上簡単に私が今まで陶磁器につきましてのお話を申し上げ、且つ我々として考えなければならぬ点を申し上げて見たのであります、結論をいたしまして、私は第一に、今申上げたような問題をとり上げて、仮に今度で済ます中小企業総局というふうなものが、徹底いたしましてこの問題を研究し、そうしてその結果を得まして、それを業者者に知らして貰いたいというのであります。それは即ち業者をして世界の知識、我が國のそれに対する位置、中小工業がどうしてそうやつたらよからうという考えを深く知らしめる必要が先ず第一にあると思うのであります。この点を非常に努力して行きたい。

第二には、業者が長年政府の統制によつて利益を得ましたので、万事政府に依存するやうな傾向が沢山できて参つたと思ふのであります。今後の我が國の行き方は、決して政府の統制によつて發達するのではなく、皆目前の力を以て行かなければならぬのであります。そこで第一項に申上げたやうに、世界的知識を得まして、皆が独立して行くにはどういふうにせねばならんか、そこでよく考えて、結局これは

皆が手を繋ぎあつて中小工業は行かねばならぬという結論に参つて、そうしてここで今まで上から下へ行つたのじやなく、下から上に行くやうな意味における協同組合でやつて行くといふことがなければ、中小工業の將來は極めて悲觀すべきものであるといふことを自覺して來るといふうに指導しなければならぬ。

第三には中小企業総局の考へておられると思ひます中小商工業振興対策要綱とかいふものには、いろ／＼立派なことが書いてあります。私共見まして、それ以上希望することはないくらいにうまく書いてあります。併しそれは私をして言わしめれば、テーブル・プランでありまして、ペーパー・プランであります。人形があつて眼がないやうなものになるのが、今までの私たちの誠に残念とするところであります。よつて私はこれを殺すも生かすも要はその人にありと考へまして、官民共に最も適當な方が選ばれて、そうしてその運用に當つて頂きたいといふことを申し上げまして、これで終ります。(拍手)

〔中野重治君發言者指名の許可を求め〕

○議長(松平恒雄君) 中野重治君。

○中野重治君 日本共産党は板野勝次君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 板野勝次君に發言を許します。

〔板野勝次君登壇〕

○板野勝次君 中小商工業の振興対策がこの議場で取上げられますことは、誠に我が國の中小商工業者に取りましては喜ばしい点でございます。総選挙の際におきまして、各党共中小商工業の問題は取上げて参つたようでございます。

〔議長退席、副議長着席〕

併し中小企業の問題は、選挙の投票を獲得するために利用する中から中小企業の振興ができるのではないし、又作文的な細かい点がいろ／＼指摘されて見ましても、中小企業自体が振興し得るところの條件がなければ、到底中小企業の振興を期することはでき得ないと思ふのでございます。従いまして從來まで中小企業が振興し得るところの條件があつたか、いずれの政党がその中小企業の振興し得るところの條件を作つて來たかどうか、この点を十分批判して見なければならぬのでござい

ます。

この観点から、過去におきます歴代内閣の中小企業に対する関心は、遺憾ながら見出すことができないのでござい

ます。資金の面におきましても、資材の面におきましても、終戦後一時我が國の中小企業が榮えて行くやうな傾向を示しましたけれども、その後における状態は、依然として中小企業は不遇な状態に置かれておるのでござい

ます。御承知のごとく、幣原内閣の金融緊急非常措置令が出て以來、自由党内閣も、現片山内閣も、いずれもその資金面において中小工業者を抑圧する方法を取つて参つておるではございせんか。更に資材の面におきましても、吉田自由党内閣以來今日まで重点主義を提唱し、傾斜生産を提唱することによつて、中小企業がその健全なる發達を期し得る方向には少しも向つては來ていないではございせんか。自由党も中小工業も擁護することに對しましては、いずれの政党にも劣らないで、絶えずその点を強調されておるのでございせんが、現実には旧官僚の大口闊利得者を横行させ、その利益のために、その自由なる發展のために闘つては参つておりますけれども、従らにその利益とその活動の自由を保護助長する結果は、中小企業が眞に困難なる道を歩んで行く方向しか與えていない。更に民主黨はどうかと申しま

すると、民主黨も亦金融資本を擁護する。その生産復興の計画は、旧財閥の傘下の諸工場に対して優先的にその資金と資材を供給して行くという方向をとり、そうして一般には、日本の國民大衆に耐乏の生活を送らしめることによりまして、中小企業が持つておりまするところの商品市場をますます狭隘にして参つておるではございませんか。社会党はどうでしょう。選挙の際に、中小企業に資金と資材を供給するといふことを公約しておるのでございますが、その政策が何ら実現されないばかりではなくして、民主黨の政策に追隨して行つておる、遺憾ながら追隨して行つておると申上げるより外ない現状を呈しておるではございませんか。

事実、現在の政府の施策を見ましても、例えば石炭の價格について、あの七月に國の改訂がありまして、多分石炭の生産者價格は、トン当り九百五十六円でございまして、この生産者價格に對して、重要な産業であります海運、硫安、鉄鋼等の指定産業に對しては、六百円の價格で供給するに反しまして、國鉄であるとか火力發電等の産業に對しましてはトン当り一千二百八円五十八銭、この價格で供給している。この事實は、財閥傘下の工場

に對して特に有利な條件を與えながら、國鉄、火力發電等の持つてゐる内容は極めて大衆的な意味を持つてゐる。國鉄に拂うところの一般の運費等は、或る意味において大衆課税的な意味を持つており、火力發電のその多くの部分におきましても大衆的な意味を持つておる。この大衆的方面に供給される石炭の價格はかくのごとくトン当り二百五十円も高いのに對して、財閥傘下の工場に對しては三百五十円も安くやつておる。この事實こそは、何と申しましても金融資本の傘下における工場を保護助長して、その他の工場に對する決して暖かい保護政策を持つてゐるのではないという事實を現実に証明してゐると思ふのでございます。

更に資金の面におきましても、例えば金融復興金庫のこの融資は、旧財閥傘下の工場に殆んど融資されて、中小企業には融資を受けていない、この実情にあるのでございます。

そして又一方におきましては、この中小企業の困難の中に、只今も貿易の問題が取上げられたようでございますが、中小企業の振興も亦貿易から起つて来る、こういうことが唱えられているようでございしますが、何も海を渡つて自然に宝船が入つて来るので

はない。政府は八月末に貿易振興対策を發表しているようでございますが、この内容を具さに検討して見ますと、き、依然として金融資本本位の貿易政策であり、同時に中小企業を下請問屋制の加工方式によつてこの金融資本の奴隷の下に中小企業を置こうとし、そして又中小企業の独立した自由なる發展は決してその中から助長しようとはしてないものでございます。更にこの貿易振興の問題にすでに三ヶ月を費しまして、政府はバイヤーの接待費その他の設備費に六億円以上の巨費を投じたのでございますが、未だに貿易振興の目鼻はついていないばかりでなく、去る十四日かの衆議院の予算委員会におきます安本貿易局長も申しておられますごとく、我が國の貿易は陶磁器と紡績以外には何ら見るべきものがないという事を言わしめた事実から見ましても、前途に直ちに貿易振興から来る中小企業の振興は毫も見出すことができないのでございます。

更にある論者は、我が國の中小企業を振興して参りますために、外資の導入が必要であると申すのでございませう。併しながらこの外資の導入も、今日の現状よりいたしましては、徒らに金融資本の横暴を極めさせるだけで

ございまして、何ら中小企業に寄與するところはないのでございます。時間が参りましたから私は結論を申し上げますが、中小企業の対策の前提なくしては、直ちに中小企業が振興して参ることはございせん。現在の予算の面におきましても、何ら生産の復興をなし得るような予算の計画もなく、國民大衆にただ窮乏を與え、インフレを消滅せざる政策、この予算を返上し、この予算を改定することによつて、新しい予算を組むことによつて、中小企業の対策を見出して行くより外ないのでございます。

例えば税金の問題にいたしましては、事業所得税のこの大半は中小企業が負わなければならない。この税金が、曾ての増加所得税の四倍以上を政府は取ろうとしている。かくのごとき重税を課することによつて、大きな税金を取立てることによつて、どうして中小企業がその再生産をやつて行く健全なる企業形態を推し進めて行くことができるでございませうか。中小企業の振興を策するならば先ず最初に中小企業に對する大きな課税の負担を撤回する。このことを改めることが第一でございまして、第二には、どうして我が國の産業復興の中心をなしてお

る重要企業を國の手に納めて行く。この重要企業の國貨、人民管理を中心として、重要な産業を國民全体の力によつて復興して参りますときに、この中心の部分を持ちますならば、中小企業の發展のために資金と資材と、それを法律の面からも、あらゆる面から助成することによつて、中小企業の独立とその自由なる發展が期し得られるのでございまして、この諸政策をとることなしには、断じて中小企業が行き得る途のないことを強調申しまして私の所見を終りたいのでございます。(拍手)

〔鈴木清一君発言者指名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 鈴木清一君。

○鈴木清一君 日本社会党は中平常太郎君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 中平常太郎君の発言を許します。

〔中平常太郎君登壇、拍手〕

○中平常太郎君 私はこの中小商工業振興策の意見を述べますに当りまして、先ず過去におけるそれらの業者のあつた姿、そして又現在の惨めな状態、この二つに簡単に触れまして後に対策に及びたいと思ひます。

商工省の昭和十七年度の工業統計表によりますと、日本にある工場の中、従業員五人未満の工場が五十一万二千八百二十となつております。

【副議長退席、議長着席】

五人以上三千人未満が十萬九千九百五、三千人以上百人未満が二萬二千二百十三、又百人以上が四千二百七十四となつておりまして、この比率から申しますと、工員百人未満のものが九九・三%で、百人以上のものが〇・七%であります。又商業人口といたしましては二百二十八萬八千戸で、家族を入れまして約一千万人でございます。もとより水産とか、交通業とか、自由業等は入つておりません。純粹の商業で身を立てておる人口であります。

先ず中小工業の方から申しますれば、彼らは多くは従来大財閥の下請工場であり、若しくはこれより派生するところの工場が大部分でございます。であります。故に、財閥横行の間は資材面、資金面において流通秩序が比較的容易に保たれておつたのでございませう。従來の財閥は、時の政府、政党内閣の資金を貸して華やかなる活動を行なはしめておつたことは御承知の通りであります。又政府要路の官僚に對

しては、家庭の世話まで、いつも痒いところへ手を届かしめて、朝夕出入して交情極めて濃やかに、欲して得られざることなく、望んで達せられざることもなかつたのであります。資材の獲得も自由であり、海外發展も満州、北支の利権も、軍閥、官僚を踊らしめて、遂に取返しの付かない大戦争に追いつき込み、愛國を名として國民を死地に陥し、未だ曾てなき敗戦のどん底に叩き込まれた重大なる原因を成したのであります。この間數万の下請工場即ち中小の工場は、盲目的に財閥を拜み、資材、資金の融通を受けて、以て各自經營しておつたのであります。つまり或る意味におきましては自立性に乏しく、封建的大物依存主義の存在であつて、これより派生する各種の生活必需品の製造或いは販賣も概ねこの形態で發展しておつたのでございます。

敗戦の結果財閥の解体となり、何らその援助を受けることができなくなつた半面、物資の不足と統制強化等によりまして、中小商工業者の打撃は今や実に想像に余りあるものでございませう。財閥華やかなりし頃は其の重役室にお詣りして談笑の間に融通して貰つておつたところの資材並びに資金がばつたりと止つたのであります。しかの

みならず戦災によつて工場を失ひ、再起不能に陥つた者も数多いのでございませう。幸いにして戦禍を免れた工場といたしましても、親を失つた子供のごとく、統制強化の中に盲滅法に闇資材の確保に狂奔し、従つて製品のコスト高を招來して、自然に高値取引となつて、インフレに拍車がかかる、かくして漸く命脈を繋いで今日に至つておるのであります。一部は闇商人に顛落して、一つの品物も各人の手に轉々として賣買され、闇値はその度ごとに高値となるのであります。彼らはいわゆる世にいうところの救済を受ける貧困者ではございません。腕に覚えの経験と技術を作り、物の不足に乗じて物價高を招來するところの原因の一部を成しておるのであります。ここに敗戦後、中小商工業者の止むに止まれぬ生活苦から種々の商業形態が發生いたしました。少しその点に触れて見るならば、特に目立つ近來のあがきの跡として見えますことは、家庭における中古被服類の濫行的賣買、或いはズルチン、サツカリン、ガソリンの闇賣買、飲食物の買出による利鞘、これなどは五百円は確かあるというのであります。高利貸新円一ヶ月一割の利息が普通と称せられ

ておるのであります。厩大な収入を得ておるようであります。家屋の賣買或いは間貸の権利賣買、家屋の賣買は賣る度ごとに倍額になるようであります。麻雀クラブ、或いはこれらの表面裏面におきます収入は巨大だと申しております。ダンス教習所は、これなどは一ヶ月四百円で、一回三分間で、多いのは三百人くらい出入りしております。と、一ヶ月に十萬元から収入があると存じます。宝くじ賣の手数料などはまあ堅実な方で、パーマネット、物交、委託品の賣買等は双方から一割取つておるのであります。相當な収入を挙げておるようであります。煙草の吸殻拾ひは五個で一本できて、一日百本作つて二百円程度になつておるようであります。その他易者、大道將棋など一回二十円、三十円でありまして、相當の収入を挙げておるようであります。駅の順番札賣、パン／＼宿などはなく、我々の想像の付かない収入を得ておるようであります。これが中小商工業者の現在のあがきの悩みであります。

この際露天商人につきましても一言述べて見たいと思ひますが、彼らは財閥解体、企業整備及び引揚者等で、頼ることができなくなつたので、みずから活路を求めんとするところのあがきの姿でございます。立派な中小商工業者であります。元來この商人が位置を選定定議とも申すべき常道は、大商工業者は別といたしまして、中小商工業者には二通りあります。一つは附近に固着して附近を潤わして生活する商人と、一つは通行人に依存する商人であります。露天商人は一戸の店舗を持ち得ない。而も戦災その他で商業に極めて不便なる地域に住居しておりまして、間借りし、或いは他人と同居し、而も家族を擁護して生活しなければならぬ。経験はあり、腕前はあり、かくして露天商人が到る処に増加して参つたのであります。誠に同情すべき境遇と申すべきであります。諸君が電車汽車の中でいつも見られますところの、あの膨れたリュックサックを提げておる者は、諸君は買出しと思つておられるでしょうが、無論買出しもありませんけれども、大部分朝晩の露店商人の荷物でございます。あれが即ち戸板一枚の上にひろげられる全商品でございます。かくして立派な經驗者をいつまでも途方に迷わしめ、徒にインフレを助長せしめて置くことは、何としても我々は堪へ忍ぶことができないのでございます。もとより露店商人は昔

からあるものではありまするが、又新戦術といたしまして止められない人も沢山あるであらうが、政府はこの際具体的な中小商工業者の復活の方途を緊急に考慮し、適切な手を一刻も早く打たねばならない。これ即ち日本再建の途であり、又一面インフレーションの根本政策であると思ふのであります。

ここにおいて私は中小商工業者振興対策につき一言申し上げる。我が國はもはや中小商工業を主体として考えなければならぬことは申すまでもありません。人口は余りある。手工業は世界有数の技術を持つております。現政府におきましてその八大政策の一つといたしまして触れてはおりますが、極めて低調であります。日本再建の鍵は貿易であります。その貿易に廻すべき商品は誰が作るか。直接の原因として活躍すべきものは、農家ではない。水産でもない。直接の当事者は即ち中小商工業者でございます。よつて私はここに提唱してお考へ願ひたいのは、商工省の外局といたしまして、中央に今中小企業総局ができておるのであります。私は企業のみならず、ここに中小商工業振興対策委員会とも申すべきものを中央に最高機関として作る。

そうして政府を鞭撻し政府の政策を充実せしめる。地方には同様の地方商工業振興対策委員会を設置すべきであると信ずるものであります。而して中心政策といたしましては、中小商工業を積極的貿易方面に振向けることでございます。内地向きなどは自然にできる程度でよろしいと思ひます。工場の実際機能を發揮し得る工場の実態調査、各國の嗜好品、必需品の見本を蒐集することを第一に急がねばなりません。いかなる國にも、人間生活上我々の目に触れ、手に触れる品物で日本人がでない品物は一つもありません。いかなる品も我々の模倣のできない品はございません。戦前世界到處の店頭に日本品の陳列のないところはなかつたではありませんか。世界の需要は無限であります。ただここに一つ、先程も申されました通りコストの問題がございます。これは近來世界中到處コストは高くなつております。將來精巧な品を出すという方針を、決めて日本が貿易に乗り出すなれば、このコスト高は相当堪え得られるものであると私は信じております。この方針を決めて各地方、各縣に見本の展示会を開くことである。そうして製作の指導、必要なる資材の優先配給、又不足資材、

副資材、例えば塗料のごときもの、不足の資材をどうしてもこれは輸入に俟たなければなりません。戦前日本は世界各國の嗜好品は殆んどよく判明しておつたのであります。その後十年間大戦争のために貿易が断絶いたしました。全く新知識となつたのであります。それが、それでも相當の経験と大勢は敢て他國人に劣るものではありません。貿易廳において、これらの從來活躍された業者の尊い経験と実績とを調査されて、それらの貿易業者の集會をたび／＼行い、これを参考とし、官吏肌を脱ぎ捨てて、一商人となつて、貿易廳が胸襟を開いて業者の意見を受け入れねばなりません。この点実に貿易廳に對しまして未だ我々は満足してないのでございます。かくして肚ができたならば、特別に貿易資金の融通緩和に、又中央庶民金融の積極的融通緩和などに具体的な手を打つべきであると存じます。例えば國費を以て各縣に二ヶ所以上の、適當なる貿易品を選定して、業者を奨励して、適當なる工場を復活せしめ、中小商工業者に現実の指導によつて刺激を與えなければならぬと思ふのであります。主として内地生産資材を用ひべきであるが、必ずしも狭く考へる必要はありません。貿易廳

通資金もできました今日、原資材の輸入は、その活動の如何によつて、中小商工業者を重く見るその政策によつて、決して至難なる問題ではありません。できないのは即ち努力が足りないでございます。今や國歩は実に艱難、政務は多端であり、政局亦極めて複雑多難であります。併しながら中小商工業の振興策のごとき、いかなる政府においても必ずなさねばならぬ國家再建の必須條件でございます。商工省のみの仕事ではありません。關係全体が國家再建の途は貿易にある。貿易發展の途は中小商工業の振興にある。この点明らかに政府に要望すると同時に、先程申しました中央における中小商工業振興対策委員会、地方における同様の委員会を設置し、具体的な政策の実現に邁進すべきであると思ふのであります。我々議員として深くこの点を省察し、研究し、政府を鞭撻し、以て日本再建に努力いたしたいと念願して止まない次第でございます。これを以て私の本問題に對する意見の開陳を終ります。(拍手)

〔廣瀬與兵衛君發言者指名の許可を求む〕
○議長(松平恒雄君) 廣瀬與兵衛君。
○廣瀬與兵衛君 無所属懇談会は栗山良夫君を指名いたします。
○議長(松平恒雄君) 栗山良夫君に發言を許します。
〔栗山良夫君登壇、拍手〕
○栗山良夫君 私は極めて抽象的ではございますが、中小企業振興に關する根本的な問題の二三に触れまして意見を述べたいと存するのでございます。先程來同僚議員の方々が三點から中小企業振興に對しましてその必要性をお述べになりましたが、中小企業振興の問題は、ただ單に中小企業自体の問題であり、そののみならず、大企業との有機的な關連性におきまして、或いは封建的な日本企業の民主的脱皮への先驅的な役割におきまして、戦後の日本産業の再建に決定的な影響を持ちますところの極めて重要な問題であると思ふのであります。なかならず最近におきまして、この中小企業問題の取上げ方は、現下我が國産業の構成上に占める比率の圧倒的優位性の強調、或いは貿易再開に備へるための利己的な措置、或いは経済力集中排除による産業規模の制限対策等に集約せられておりまして、ややもすれば全産業を綜合的に見ましての有機的關係の重要性を第二義的に取扱う傾向をなしとしないのであります。併しながら中小企業は、本來大企業に對する毛細管的

な役割におきまして、その盛衰は大企業の経営能率に對しまして、実に重大な連りを有するものであります。昨今重点傾斜産業における生産並びに経営

の状況が極めて不安定であります原因の第一は、実にこの毛細管的役割を果しつつあるところの中小企業の混乱動搖に基ずくものであると申さねばなりません。従つて中小企業振興策は單にこれのみを切離しまして、糊塗的な、部分的な施策を以ていたしましては、根本的解決とはなし得ないのであります。飽くまでも全産業振興計画の一環といたしまして、総合的に取上げるべきであると思つております。

そこで、中小企業振興に関する私見を申述べます前に、現政府の中小企業振興政策要綱に對しまして、三点から批判を加えて見たいと思つております。その第一は、中小企業問題を現政府が極めて皮相的に、且つ部分的に取上げましたのみでありまして、大企業への、或いは産業全体への関連性を没却してはいはないかという点であります。このような方向からは決して全

体的産業計画に對して、中小企業の安定は望むべくもなく、又大企業、重点企業の安定にも寄與しないものと存するのであります。

その第二は、政府が言いますところの技術指導、経営指導、或いは検定制度及び指導機關の強化といったような内容とするところの政府対策は、極めて糊塗的でありまして、目下中小企業が逢着しておりますところの最も困難なる問題は、労働組合法、同基準法への對策方策、技術及び経営能率の低下、或いは資材資金の不足、或いは動力エネルギー源の不足等の問題でございまして、これはいかに建設的に且つ積極的に打開すべき方途を発見し、これを指導するか、こういふ実質的な問題に觸れていないのであります。

その第三は、ただ口に民主的運営を唱えますけれども、對策推進機關並びにその運営が極めて官僚獨善的でありまして、一般民間人、或いは民間組織の心からなる創意と工夫と協力とを要請するところの窓口を塞いでいるというのであります。従いまして私は以

上述べましたところにより、中小企業の振興策につきまして、六点に亘つて私見を申述べたいと思つてあります。

その第一は、中小企業の日本の企業管理方式につきまして、只今石炭國管に見られるごとく騒然たる状態があらりますけれども、今後の企業はすべて旧來の封建的利己主義の方向から、少くとも公共の福祉に奉仕する方向に、資本も経営も労働も共に力強い旋回をしなければならぬと思つてあります。又政治もかかる方向によろしく指導すべきであると思つてあります。

その第二は、全産業計画と、中小企業の分野との問題でございまして、これは企業整備或いは労働の配置轉換等の最も重要な問題に關係を有しているのであります。即ち迅速に敗戦後の各般の事情を勘案いたしまして、全産業計画を決定いたしましたして、その基盤の中におきまして中小企業の必要度を定め、そして計画的に指導すべきであると思つてあります。このことは決

定されたところの中小企業の分野にも当然適用されなければならないのでございします。例えば日用品雑貨とか、輸出貿易品というような中小企業を適當とするところの部門と、その数量等を決定いたしましたして、更にかくのごとく決定されたものに對しましては、政府はよろしく維持助成すべきであると思つてあります。

その第三は、金融の拡充強化の問題であります。從來中小企業は問屋とか、或は高利貸、或いは市中銀行より極めて不利な條件で融資を受けて参つたのであります。今後中小企業に對しましては専門の強力なる金融機關を設けたいまして、融資條件を有利化し、或いはその手續を簡易化したしまして、金融の途を開く必要があると思つてあります。私は金融機關の完全な國家管理が最上の策であると断じたのであります。

その第四は、中小企業の協同化の問題であります。中小企業の経営性格の刷新、施設内容の向上等は、最早個々の力を以てしては困難でありましてよ

う。よろしく地域的に、或いは職種の協同化を促進いたしまして、技術、労働、資金、資材、販賣等、経営の中核を成すところの問題につきまして、協同化によつて高能率を上げなければならぬと思つてあります。かかる組織に對しまして政府は税金の徹底的軽減を含めまして、あらゆる便宜と特別の措置を取るべきであると思つてあります。又大企業に對する協力体とい

たしまして、過去におけるところのあの隷屬的な下請工場式な關係を排除いたしまして、正当な地位と活動とを保証するべきものであると思つてあります。

その第五は、企業自体の経営性格の刷新の点につきまして、重ねて申し述べたいのであります。先程佐伯議員から言われましたところのチープ・レーバーのシステム、即ち長時間低賃金のいわゆる搾取的企業の性格を脱皮することなくいたしましては、技術の向上も、又優良製品の生産も期待されないものであります。このためには企業の協同化により経営能率の向上を図り

ますと同時に、労働組合の育成、労働諸法規の積極的な遵守並びに企業民主化のための検査制度等を確立すべきであると思うのであります。

最後に第六点といたしまして、私は生産価格の國家統制の問題に触れたのであります。昨今の經濟界の異常現象の下におきましては、或る種の産業は勞資が血みどろになつて生産を上げましても、尙且つ千八百円の勞賃さえ維持し得ないような窮境にある企業も多いのであります。この半面に勞資が左程勞力を拂い、苦勞をいたしませんでも、悠々として經營を続け得るような中小企業もあるのであります。そしてこの兩者の顯著な現われが特に中小企業に甚だしいのであります。私はこの原因は、國家が生産價格に統制を加えておられるその不手際に基づくものであると思うのであります。(拍手)

この不手際を直ちに修正することなくしては、中小企業の安定はないと私は確信するものであります。この不手際修正の方向は、今日政府が取りつつあるところの物價政策、即ち

基準年次物價を基準といたしまして、同一比率を以てするところの價格引上決定の方法を排除いたしまして、末端の中小企業の台所の中からなされますところの眞の原價計算方式で以てやらなければならない、こういうことなのであります。かくのごとくいたしまするならば、(8)を削るところの商品が市場に現われまじたり、或いは(9)を折角決めたのに依然として關商品が市場に横行するということよなことは、跡を絶つてありましよう。

私は最後に繰返して政府当局に更に一言懇望いたしたいことがあります。國民の平和的産業再建の旺盛なところの熱意に対しまして、これを指導育成すべきところの行政の衝にあるところの担当係官の態度は、実に冷淡であるということが言われております。

が、例えば或る係官などは、私も地元から聞いた話であります。その係官は、私も実はそうしたいのであります。けれども、關係方面のこともありましてというやうな調子で、困難を避けて安易につき、頗る熱意の乏しい状態であると思うのであります。私は共は徹底的に我が國から軍國主義、ファシオ勢力を一掃いたしまして、眞に平和的にして民主的な組織の確立及び運営のために、烈々たるところの氣魄と熱意を示しますならば、光明は必ず彼岸にありと確信いたすものであります。(拍手)この確乎たる信念を以ちまして中小企業の振興に挺身あらんことを希望するや切なるものがあります。私は以上所見を申述しまして中小企業振興対策の結論といたしたいと思ふのであります。御清聴を感謝いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後一時十四分開議

○議長(松平恒雄君) これより休憩前に引き続き會議を開きます。報告をいたさせます。

〔寺光参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、議事日程を追加して、政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十四日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山内 卓郎 深川タマエ

星 一 木内 四郎

小宮山常吉 渡邊 甚吉

赤澤 與仁 中西 功

伊藤 保平 森下 政一

高橋龍太郎 波多野 鼎

玉屋 喜章 西郷吉之助

尾形六郎兵衛

要領書

一、委員會の決定の理由

本法案は、昭和二十二年法律第百十九号により、政府職員に対し七月乃至九月分について一時手当を支給することとしたが、十月以降においても、新給與体系の確立に至るまで、当分の間毎月各人の給與月額の八分の一に相当する金額を臨時手当として支給しようとするものであつて、適當の措置と認める。

二、事件の利害得失

最近の經濟情勢に基き、政府職員的生活事情の窮迫を、幾分なりとも緩和する利益がある。

三、費用

この措置による費用は、概算一般会計一億二千二百余万円、特別会計二億四千七百余万円、合計三億六千九百余万円であつて、この内十・十一月分については、一般会計補正予算第五号及び特別会計補正予算第二号に計上し、十二月以降の分については、一般会計補正予算第七号及び特別会計補正予算第三号に計上してあり、このほか地方費負担により、地方職員に支給せられる金額は約九千八百余万円である。

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十三日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

政府は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給与の月額の内十・十一月分については、一般の一分に相当する金額を、昭和二十二年十月以降当分の間、毎月、臨時手当として、支給する。

前項の規定による臨時手当の支給の基礎となる給与及び同項の臨時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附 則

この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第百十九号（政府職員に対する一時手当の支給に関する法律）は、昭和二十二年十一月三十日限り、これを廃止する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案に關しまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告をいたします。

政府職員に對します給與は、千六百円の基準から、七月におきまして千八百円基準に引直したのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

その差額二百円につきまして先般本會議におきまして議決に相成りまして、すでに法律になつております本年の法律第百十九号によりまして、七、八、九の三ヶ月分の六百円は支給されてい

るのであります。その後の十月以降のものにつきましても、今日の状態におきまして、新給與体系の確立に至りまするのに尙時日を要しまするので、それまでの應急的の措置といたしましてこれを支給する必要があるとい

うのであります。そうしてその支給は、前のと同一ように、ただその法文の表わし方は少し變つているのであります。が、現に各人が受けております給與の月額の八分の一に相当する金額、即ち千六百円といたしますれば二百円に当たるのであります。その金額を本年の十月以降当分の間毎月臨時手当として支給しようというのであります。

この支給を実施するために必要な経費は、大体一般会計、特別会計を合せまして三億六千九百万円を要するのであります。十、十一月分はすでに議決されてお

つたのであります。十二月分以降のものにつきましては目下審議されております補正予算の中に計上されてお

るのであります。その外に地方費におきまして九千八百万円、合計四億六千八百万円というものが毎月支給される月額に相成るのであります。これは前に

本院で議決と相成りましたものと全く同一の趣旨によるものであるのであります。

委員会におきまして討論に入りました。が、別に御発言もなく、採決の結果全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決議いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長（松本治一郎君） 総員起立、よつて本案は全会一致を以て可決されました。

○副議長（松本治一郎君） これより休憩前に引続き自由討議に移ります。

〔松嶋喜作君発言者指名の許可を求む〕

○副議長（松本治一郎君） 松嶋喜作君。

○松嶋喜作君 日本自由党は玉屋喜章君を指名いたします。

○副議長（松本治一郎君） 玉屋喜章君の発言を許します。

〔玉屋喜章君登壇、拍手〕

○玉屋喜章君 本員は日本自由党を代表し、今日の自由討議の議題たる中小商工業の振興対策についていささか所見を述べ、政府当局の実行促進を希望する者であります。

私は今日の中小企業に対する政府の方針につき疑問を抱く者であります。政府の金融方針は果して中小企業に對して十分といふ得るか。今日の世界の趨勢、終戦後における日本再建の大方

針から見ても果して適當といひ得るかなどの点につき大なる疑問を抱く者であります。我が國の中小商工業は、事變前においても經濟上重要な地位を占めておりまして、戦前には我が國の工業においては、従業員百人以下の小工場が九割六分を占めておつたのであります。但し生産額においては、全体の三割五分程度でありましたが、併しこれらの小工場は國內消費は勿論、輸出品の生産についても重要な貢獻をしていたのであります。終戦後におきましては財閥の解体、大企業の分解が行われ、持株会社整理委員会の管掌する範圍がますます／＼狹められて来ておりまして、最近更に經濟力集中排除法案が提出されて、目下審議中であります。その結果として、我が國の企業の規模は、縦にも横にも徹底的に細分せらるるかのとき形勢にあります。即ち我が國は今後一層中小商工業者が氾濫する大勢にあるのであります。又数百万の海外帰還者中の大多数の行くべき途はやはりこの方向であると思ひます。更に考へべきことは、農地調整法

の実施によつて、極度に土地所有が細分されましたがために、農村は小農家の併立となり、經濟力に彈力性がありません。そこで將來インフレーションが安定し、自由貿易が復活せらるる時期が到来いたしますれば、農村は収入の減少と輸入食糧の圧迫のために、重大なる困難に逢着することと予想されます。かかる運命に對し善処するためには、今より地方農村工業の發達を助成する必要があります。尙又我が國は敗戦後植民地を失ひたるにも拘わらず、昨年度においては世界に冠たる人口増殖率を示しております。このことは喜ぶべきことか、或いは又憂うべきことかは私はここに論じませんが、いづれにしてもこの事實は更に我が國中小商工業振興の必要を強めるものであります。本年八月十五日から制限的輸出貿易の再開が許されることになりまして、我が國の中小商工業は、事變前より、先に述べ來りましたごとく各種の事情によりまして、ますます／＼拡大すべき勢いにあります。又大いに助長せねばならぬのであります。

中小企業振興の方策につきまして、嘗て吉田内閣時代に、本年二月十五日の閣議において、中小企業振興對策要綱が決定され、その基本方針として、中小企業の振興には輸出品、生活必需品等に重点を置くこと、商工協同組合の普及、共同施設を援助すること、最新技術を中小企業に導入すること、高能率の中小企業に對し極力資材及び設備の確保を図ることなどを定め、その実行方策の一つとして産業復興當團を設け、又資金については復興金融公庫を活動せしむる等の方法を講じ、相當の効果を擧げております。私は現政府がこれらの施設の効果を一層十分に發揮せしむることを切望するものであります。尙二三の点について私の所見を申述べて見たいと思ひます。就中地方的振興策の樹立及び金融強化の問題について申上げたいと存じます。

中小企業の製品は輸入原料によるものもありますが、國內資源或いは地方的特殊資源を用いるものもあります。又近代的製品もありますが、古來の傳統的技術による製品もあります。いづれも國內需要は勿論、現に輸出に向けられておるもの、又多少の改善指導によつて立派な輸出品となり得るものが多々あるのであります。各地方はその特殊の實情に即して大いにこれを振興する必要があるものであります。地方の中小企業の中、戦禍を被つたものもあり、又資材、燃料、動力等の不足に悩むものもありますが、適當の資金さえ供給すれば復興、轉換或いは新たな着手をなし得るものが多々あるのであります。何としても適當に資金を供給することが中小企業振興の最も有効な途であります。曾て昭和二年の金融恐慌後、滿州事變の起ります前までの不景氣時代に中小企業金融の必要が強く叫ばれたのであります。その対策は部分的であり、頗る小規模であつたために、十分効果を擧げることができなかつたのであります。今日の中小企業の問題は、最初に申述べましたように、この當時と比較せねばならぬ重要性を持ち、全國的に經濟の興廢を支配する性質のものであります。従つてこれに對する

金融は全く違つた考え方を以て進めねばならぬのであります。又我が國におきましては、從來企業集中の弊と共に、資金の中央集中、殊に大銀行への集中の弊がありまして、戦時中には更にこの傾向が強化されたのであります。終戦後におきましては、金融界の整理とインフレの影響により、地方金融機關の資金が比較的少くなつたようでありましたが、今尙大銀行による地方資金を中央へ吸収する力は強いのであります。尙、預金を貸出に運用した比率を本年四月の統計によつて見ますと、八大銀行はその預金に對して一〇三％の貸出をいたしておるのであります。その他の地方銀行は全体として預金に對して四八％の貸出をなしておるに過ぎません。もとより從來地方には適當な投資或いは資金運用の對象が少いということはいふ慣らされたことであります。が、戦後全く經濟界の形態及び内容の一変いたしました今日、地方的に中小企業の振興を助長せねばならぬ際におきましては、金融の面におきまして、資金の中央集中を避け、地方資金

を満沢にして、これが利用の途を講ずることが最も時の需要に適應するものと信じます。(拍手)地方銀行の外に、中小企業の相互的、地方的金融機関として、無盡会社は本年七月現在四十四億円の資金を保有し、市街地信用組合は三十八億五十一万円の資金を保有しております。これら地方的金融機関の密接な連繫を図り、地方的に中小企業の振興を助長することがこの際最も肝要なことであります。現在の政府の金融方針は重点主義の下におのずから大産業に偏する傾きがあり、復興金融金庫の融資も中小企業には極めて少額を割当てられるに過ぎません。殊に金融緊急措置令によつて嵌められた枠のために、中小企業者は地方金融機関から融資を受けることは殆んど絶望のごとき状態にあります。元來政府のインフレ対策は余りに通貨面に偏して神祕的であると思われまゝ。(拍手)もより財政方面のみならず、経済方面よりする通貨の膨脹方面でもき得る限り避けねばならんことは了解のできることでありますが、今や輸出貿易再開、

五億ドル借款活用の必要が切迫しておりますときに際しては、全國各地方の中小企業の活躍を助長するために、金融方針について積極的の方策を講ぜられんことを切望するものであります。現状において資金融通の途を余り窮屈にすることは、産業を萎縮せしめ、角を矯めんとして却つて牛を殺すの虞れがあると思われまゝ。各地方の商工会議所は今や拳つてその地方の中小企業の振興のために頭腦を搾つております。又初めて民選によつて選ばれた知事も、亦地方議會も、その地方の戦災と経済の復興のために心を痛めております。私は地方金融機関がこれらの商工会議所、府縣廳等と密接な連繫を採り、その地方特有の事情と力に應じて、中小企業振興策、輸出貿易製品再興策を講ずることの必要を痛感いたしておるものであります。それが具体的な効果を挙げ得るためには、大藏大臣、商工大臣、内務大臣及び経済安定本部長官あたりが中小企業振興の重要性とこれに対する地方の自治的対策を尊重し、助長するの方針を採ら

れんことを切望するものであります。(拍手)

現内閣は中小商工業の振興については未だ何ら見るべき対策を講ぜず、むしろ先きに社会党において立案せられたる生活協同組合法案のごときは、生産、配給、貯蔵、輸送、金融、保険等のあらゆる経済活動より社会的事業に至るまで、凡そ何事と雖もなし得ざる事となつたような廣汎なる事業目的を有する誠に常識をさへ逸したる奇態の法案であり、少くとも経済力集中排除法案とは根本において對蹠的のものであります。殊に中小商工業者に対しては、先年事変直前に行われた産業組合拡大運動を遙かに凌駕するよりな大々的脅威であることは疑いを容れません。御承知の通り今日の世界は二つの世界に分れつつあるのであります。一つはソビエットを中軸とする社会主義的世界、一つは英米を中心とする自由主義的世界がこれでありまゝ。我が國の経済再建の大方針もこの方面に進むべきかはおのずから明瞭であります。中小企業問題も、金融問題も、漸次、戦時的大資本的統制の枠を外して、地

方から盛り上る民主的中小企業の線に沿つて、でき得るだけ公正なる自由競争に復帰すべきことは言を俟たぬところであります。(拍手)この意味において、私は現政府に対して、前に申述べました生活協同組合法案のごとき世界の大勢に逆行せる法案を廃棄し、その代りに本年二月十五日閣議決定の中小企業振興対策要綱に掲げられたるごとき方策を強力に遂行し、眞に中小商工業の振興を策する適切な政策を速に実行せられんことを切に希望するものであります。(拍手)

〔小林勝馬君発言者指名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 小林勝馬君。

○小林勝馬君 民主党は油井賢太郎君を指名します。

○副議長(松村治一郎君) 油井賢太郎君に発言を許します。

〔油井賢太郎君登壇、拍手〕

○油井賢太郎君 二月前衆議院におきまして、中小商工業の振興対策につき自由討議があり、又本日この参議院に

おいて同じ題目の自由討議が行われ、最後に私民主党を代表いたしました聊か所見を申述べる次第であります。

只今まで各党各派より申されましたごとく、中小商工業の振興は我が國再建のために最も必要な題目であるという事を痛感されるのであります。が、歴代の政府によりまして必ずこの問題は取上げられて、重大なる施策の一つとして強く主張されておつたのであります。併しながら今までのところ、曾て何ら見るべき対策を講じておつたという事績がないことは、甚だ我がの遺憾に堪えないところであります。又各党の中でも、共産党の諸君さえも、この中小商工業を振興すべしという事を仰せられておつたのであります。が、申すまでもなく中小商工業者は、過去におきまして、その思想において極めて穩健中正であり、又國家の財政面におきまして、いわゆる中産階級としてその負担力は高く評價され、この階層の健全なる存在こそ國民に多大の安心感を抱かしておつたのであります。中小商工業者は資本家で

あり、而も経営者であり、而も最も勤勞階級に親しみの多い、又自分で最も強く勤勞をしておるといふことを我々は十分承知しております、この階級の存在こそ我々は日本の再建に欠くべからざるものであると思ふのであります。(拍手)現政府におきましても、組閣以來、中小企業対策要綱を作成いたしましたのであります、第一に技術向上の指導、第二に経営能率の推進を挙げておるのであります。併しこれらのことはもう昔より言い古されたことでありまして、又新らしく蒸し返されておるといふようなことに過ぎないのであります、別に批判を加える余地はないと思ひます。まだ第三に挙げておりますところの審査制度の確立について一言申し上げますならば、これは我が民主党の有志によつてつねづね提唱されておりますところの價格統制より品質統制の方が重大であるといふこと、その論に一步近づいたものとして賛意を表する次第であります。申すまでもなく今日日本國民の道

義心の程度を以ていたしましては、價格の統制といふことはあらゆる面におきまして無駄と混乱を繰返すに過ぎません。闇よりも高い闇を決めて漸く平靜に戻つたという商品さえあるのです。④に合せるために、できるだけ少い資材とできるだけ少い勞力で手を省いて、粗末な品質の生産品が現われ勝ちとなりまして、たださへ不足しておりますところの貴重な物資を徒らに浪費浪費いたす結果を招来しつづつてあります。少い物資を最も有効に用い、業者の創意と工夫によつて立派に役に立つ製品を得るためには、むしろ價格の統制は撤廃して、明朗なる生産意欲を向上せしめ、國民生活に寄與するより円滑なる物資の融通を期すべきであります。(拍手)この意味におきまして、審査制度の活用と品質検査制度の適用によりまして、製品に対する生産者の責任を明らかにすると共に、不用不急品の生産を抑圧し、粗悪品に対しましては嚴重なる処罰を以て臨むことが、現在の我が國經濟情勢

を示さなくてはならないと存する次第であります。皆さん、今日官廳方面に参りまして最も混雜いたしておりますのは、あの商工省であります。又地方におきましては各府縣廳にありまところの商工課であります。押合ひへし、しい足の踏み場もないくらいに混亂しておるあの状態は、取りも直さず統制經濟の枠から一步でも外へ出ようとするといふような現われがそこに出ておるのであります、少くとも我々經濟人といたしましては、この際統制經濟の一刻も速かなる解除と自由經濟への復帰を叫ばざるを得ない次第なのであります。(拍手)政府は中小商工業者に対する指導機關といたしまして、商工業協同組合中央会、或いは各地にありますところの民間の手で作られております商工会議所、又は工業試験所等を極度に活用し、利用いたしまして、これに適當なる助成を與えての官民の連絡を十分に図つて、今日の日本經濟再建のために盡して頂きたいと思ひます。政府に対する批判はこの程度に止め

まして、次に中小企業家に対する資材と資金の面でござりますが、資材につきましては今日尙割當票を持つておりながらその票に対するところの現物化が行われておらないという状態であつて、結局闇物資によつて事業の繼續をするといふような有様が各方面で見受けられるのであります。協同組合等の機關を利用いたしまして、資材の円滑なる配給に一段の努力を拂われないと思ふのであります。資金の問題につきましては、先程玉屋君からも述べられました、全國の金融機關が企業に対するとところの貸出金中、僅か二割程度のみが中小商工業者の手に渡つておるといふような状態であります。果してこれで妥當であるのか、企業總数の九割以上を占め、而もその配下にあるところの勞務者の数、又その工場或いは事業場より出されまところの生産高におきましても、まだ統計は不明でよく分りませんが、恐らく半分以上を占めておると言われますところの中小企業者に対して、もつと金の融の面を緩和すべきが當然であると思

は、あつて止むを得ざる又最も當を得たる方策であると確信いたすものであります。特に輸出向商品に對しまして價格の統制を行なつております現状は、煩雜なる手続と共に、中小商工業者の輸出向商品の生産に対する關心を阻害するものといひまして、一刻も速かにこれが改善を図ることを要求するものであります。次に第四に、指導機構の新設又は強化といふことが謳つてあるのでありますが、官廳組織の拡大強化によつてのみすべての施策が完全に行われ得ると考へております。官僚臭味紛々たるところの政策であると感ずるのであります。まして、行政整理の必要欠くべからざる今日、この点につきましては賛意を表し難い一点であります。殊に地方商工局の機構といふものが現在できておるのでありますが、この機構は今日速かに撤廢されたいといふ声が地方の或いは府縣廳、又民間の聲であります。先づ臆より始めよといふ言葉がござりますが、現政府が自分みずからこの行政整理を即刻行ふことを以て國民に範

うのであります。この際中小企業に對するところの正確なる諸計画を政府において準備し、資金、資材、勞力等あらゆる部門におきまして、公平妥當なる且つ具體的の施策の發表を行ひ得る態勢を整えて頂きたいと思ふのであります。

次に、中小商工業者に對するところの課税問題であります。課税方法が當を得ておらないのと同時に、苛酷なる課税に對するところの非難が、各地においてこれ亦強く叫ばれておるのであります。現在の課税方法を以ていたしますと、資本金が少い中小商工業者は、その利益の大半を奪つて納税をいたさなくてはならない制度になつております。今日のようにインフレ高進の途中におきまして、賣上げ利益より税金を差引きましたところのその残りの金と、元の資本金と合せましたる資金を以てして、次の事業が新しくできるかどうかということを考へて見ますと、誠にこれは矛盾極まりないものといふことがはつきり分る。中小企業の振興と申しますものは、究極は再生

産の拡大強化でありまして、擴張再生産が行われぬ限り我が國の經濟界は救われない。従つて國民はじり貧の一途を辿るのみでありということが我々は分るのであります。戦前に比べまして物價はすでに百倍にもなつてゐるのであります。中小商工業の運轉資金は當然百倍くらいになつても當り前であると言われるのであります。その増加した部分を片つ端から取上げてしまひまして、あの事業ができなくなるような状態にあつては、丁度毎年大きくなる子供の着物を、もとのままで少しも直してやらないのと同様の結果を招くのではありませんか。どこかしら破れて用をなさなくなつてしまふということとは明白であり、これと同様のことが一國の財政についても亦考へられるのであります。先日大藏大臣に對しまして、この事例を挙げまして、大藏大臣の所感をお伺ひいたしましたところ、リキヤビタリゼーションということとは、自分もよく考へておるとのことでありましたが、大企業も中小企業も同じ率で課税をするということは、中

小企業の永久に伸びない中小企業に對する永久の圧迫となりまして、勤勉に努力することによりまして或る程度の擴張ができ、將來に希望を持てるような制度を課税方法についても実施すべきであると申されたのであります。これは近く改正されますところの所得税の改正法につきましても、法人税の改正に當りまして、議員諸君は固より、特に財政金融委員の方々に十分なる考慮をお願いしたいと存するのであります。更に最近輸出織物等價格の形成につきまして檢討をいたしましたところ、生産者價格の中に、利潤を全然認めておらないものがあつたのであります。これには非常に私も驚きまして、凡そ企業を行うには幾らかの利潤を伴うのが當然であります。原料が常に順調に入荷し、副資材が④で支障なく入手できまして、勞賃が釘付けされ、電力が豊富なきには能率を上げて、企業の合理化による利潤を生み出すことも考へられるのであります。今日政府が果して以上の点につき確信を以て保証し得られますかどうか。昔

から何企業でも十年も経てば半数以上は顔觸れが変わるとさへ言われ、企業の榮枯盛衰というものは想像に絶するものであります。戦前の中小商工業者は、働けど働けど我が暮らしにならなかつたというのが事業界の常であり、よく言うところの成功者とは十人に一人、或いは百人に数人にしか過ぎなかつたのであります。統制經濟になつたお蔭で、利潤の認められないう事業をしながら、悠々と暮し、雇大なる税金も拂つておるといふようなことになりますれば、④の喜劇であり、④の魔術であり、不合理も甚だしものであると言ふべきものであります。和田安本長官初め、日本の經濟の計画を立てる當局の方々の切に猛省を促すと共に、近い機会におきまして、和田長官より懇切丁寧なるこれに對する御解答を要求いたすものであります。又先日の經濟白書の中で、全人口の七・一%の商業者が、二十一年の第一四半期に比べ、第四四半期では僅かながら所得が増してゐると發表し、爾後商業者に對するところの施策は何ら施してお

らないのであります。しかのみならず事業者の立場を壓縮し、これに加ふるに官僚的な公團法式を採用し、一層の統制強化をなさんとしつゝあるところは我々の絶対反對するところであり、まず（拍手）先般果物の統制が撤廃されました、全國津々浦々に至るまで、水々しい綺麗な果物が軒を並べて飾られ、自由競争によりまして、朝早くから夜遅くまで、お互に努力し合つておりますところの商人の群を暫く振りで見出したのであります。官僚統制下に傲然としておつたところの末端配給者に比べ、その差が余りに大なるに、うたた感慨に堪えなかつたのであります。いかに官僚統制より自由經濟が優つておるかということとは、この一事を以てしても明らかなのであります。（拍手）以上を要約いたしますと、第一に、我が國の經濟再建は、中小商工業者による貿易の發展によること。第二に、政府發表の中小企業対策要綱の中、密査制度を強化し、價格の統制より品質の統制が、中小商工業者の振興はもとより、國民生活への寄與大なること。第

三に、中小商工業の指導に対しては、官僚独善に陥ることなく、民間団体も利用し、官廳機構の整備を図ること。第四に、中小商工業者に対する金融と課税の合理化を図ること。結論といたしまして、成るべく速かなる統制経済の撤廃こそ中小商工業者の生きるべき道と確信する者であります。

終りに、先般來商工業者が、或いは

中央に、或いは地方に、その血の叫びを挙げておるのがありますが、福島縣から商工業者大会について、陳情書が参つており、その一節を読み上げまして、皆様に地方商工業者の叫びをお知らせを申したいと存じます。「多くの期待をかけた中小企業対策要綱は、新設する中小企業廳の官制化を前提とするものであり、中小商業にはなんらの関連をも示してはいないのであります。又仄聞するところによりますと、

商工協同組合法が改正され、中小商工業者の唯一のよるべき道は失われようとし、他方生活協同組合の法制化によつて、商業者の自立基盤が覆えられようとしております。誠に残念なことに、

我々中小商工業者は、未だ曾て政府の恩恵というものを受けた経験がございませぬ。併し今我々は徒らに政府にあまえようとし、或いは租税の軽減を図つて、自己の生活のみを擁護しようとしておるのではありません。我々の力を活用し、そうして我々をあるべき所にあらしめて、頂きたいのであります。

終りに、全國中小商工業者の諸君、諸君は実に日本再建の重責をその双肩に荷つておるのであります。他を頼りとするような小我を捨て、飽くまで自主独立の氣概と、諸君の配下にある勤勉なる理解深い勤労者と共に、相協力一致して奮闘せらるるならば、行く手を遮る荊の道は、忽ちにして切り開かれ、洋々たる光明に接すること信じ、切に御自愛の程を祈りまして、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) これにて自由討議は終了しました。議事の都合によりこの際暫時休憩いたします。

午後二時四分休憩

午後四時三十六分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

〔小林英三君発言の許可を求め〕

○議長(松平恒雄君) 小林英三君。

○小林英三君 私はこの機会におきまして、林國務大臣の件に関し、片山総理大臣、鈴木司法大臣並びに林國務大臣に緊急質問の動議を提出いたします。

○左藤義詮君 只今の小林君の緊急動議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 小林君の緊急質問の動議に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。(拍手)小林英三君。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 最近追放の件に関しましてとかく國民の疑惑を深めつつありますことは、國政の上におきまして甚だ遺憾に存じつつあるところであります。殊に林國務大臣のごとく、現内閣の閣僚といたしまして現にその審

査を受けつつある最中におきまして、いかにも追放決定せるかのごとく傳えられておりますことは、國民のひとしく疑惑を持つところであります。

(拍手)つきましては、この際政情の明朗化を期す意味におきまして、参議院は本問題に関し格別の関心を有しまするが故に、是非ともこの際片山総理大臣、鈴木司法大臣並びに林國務大臣のこの点に關しまする極めて明快なる御答弁をお願いいたしたいと存じます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 鈴木司法大臣。

〔國務大臣鈴木義男君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木義男君) 林國務大臣がその資格について問題になつてゐるということは事実であります。ただ、只今中央資格審査委員会において審議中であると承つておりますので、その前に立ち入つた御報告なり御説明なりを申上げることのできないことを遺憾に存じます。いずれいたしましてても決定をいたしました後は、國民の疑惑を解くべく詳細に事実の真相を發表いたしたいと考えております。従つ

て只今申上げることが極く概略であると共に、私の承知いたしております範囲の事実の報告に止まるということ

を御了承願いたしたのであります。林さんの戦時中における著書「世界の推進力日本」及びパンフレット「世界の黎明」この二つの著書は久しく以前から問題になつておつたのであります。

著書の方はすでに資格申請書に記載せられておりましたるが故に、正式に問題となつておつたのでありまするが、

「世界の黎明」の方は四月の選挙が終りました後に告発によつて問題となりまして、資格審査に付されたものであるのであります。一應中央資格審査委員会におきましては、これを通過いたしたやに聞いておるのでありまするが、

御承知の通り追放はボツダム宣言の受諾に伴ひまして我々に課された嚴肅な義務でありまして、國內的に中央資格審査委員会が最終決定をいたします前に關係方面の承認を得ることを必要としておるのであります。従つてその手続を取つておつたのでありまするが、關係方面におきましては、その二つの

その後私が関係方面に参りました際に、
両三回話題に上つたことがあるのであ
ります。私が、私はその都度、林さん
のためにできるだけ弁明をいたしてお
つたつもりであります。最近の機会にお
きまして再びこのことが問題と相成り
まして、その著書の内容が眞に良心的
に資格審査委員会において審査せられ
ることを希望するというような言葉が
あつたのであります。それは資格
審査委員会の問題でありまして、私の
問題ではないと考えたのであります。か
ら、私は辭して歸つたのであります。
が、その後資格審査委員会と関係方面
においていかなる交渉がありましたか
に存じませんが、資格審査委員会はこ
れを更に鄭重に審査するということに相
成つたということをお承わつておるので
あります。そういう事情でありまして、
曾て一日の閑談の日、新聞紙上に林
氏の追放云々ということが掲載せられ
ておりましたために、私甚だこれを憂

然るにそれが他の形において問題と相成りましたことは私の甚だ遺憾とするところであります、芦田民主党總裁に對しましても、閣議に入りまする前にそのことを申上げて置いたたのであります。私においては林氏を思ふ以外に他意はなかつたのであります、そのことが誤まり傳えられておるやに考えまして、残念に存じておる次第であります。その他のことにつきましては未だ御報告申上げる時機でないと考えますから、この程度に御報告を止めて置きたいと存じます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 林國務大臣。

〔國務大臣林平馬君登壇、拍手〕

○國務大臣(林平馬君) 小林議員の御質問に對しまして御答弁申上げたいと思ひます。それより先に一言申上げたことは、何も鈴木司法大臣と争う意

会を持たなかつたのであります。併し余り長引くことは甚だ心苦しいので、一昨二十二日に衆議院の方の本会議において是非共御答弁申上げたいと思ひまして、病軀を押して登院いたしましたのであります。然るに衆議院の議長は発言の機会をお與え下さいませんので、遂に余儀なく宅に戻つて寢んだのであります。更に私は昨二十三日登院いたしましたので、片山総理は強くこれを拒みましたばかりでなく、すべて議會での発言は是非思い止まつて貰いたいと言ひ、頭として承諾を與えてくれなかつたのであります。今日も亦余儀なく病軀を押して登院いたしました、到頭私の發言の機会は得られないでおつたのであります。私はこうした次第でありますから、遂に日本の議會においては述べる機会を永久に得られないであらうと失望をしておつたのであります。(笑声)然るにここに參議院の諸君子より是非出て事情を詳細述べろという御注文がありましたので、私はこの機会を得たことをここに感謝するもので

あります。問題の真相究明についての御要求でありますが故に、私はここに一切を御報告して各位の御了解を願うつもりであります。或いは病軀であるが故に、最後まで申し上げられずに、若しも途中で発言不能に陥りました場合には、大要をここに記述して参りましたので、これをば議長のお許しを得まして速記録に御登載されんことを予めお願いいたして置く次第であります。

私が去る七日の定例閣議でいたしました発言が、政局不安の一つの原因であるならば、私はその内容の眞実をここに報告して、実相を明らかにいたし以て不安の原因を一掃したいものであります。閣議の内容を發表することに依つて異論を差し挟む者のために一言申上げて置きたいのでありますが、片山内閣の当初から毎回閣議の終りにおいて、その日の閣議のどれとどれと発表をしないことにしようという申合せをいたして参りました。併しそれでもとかく常に漏らす者がありまして、然るに私の発言については、性質

上祕密にすべきものでないばかりでなく、閣議において発表せざることの何らの申合せがなかつたのでありますから、異論のある筈がないと信ずるのであります。殊に私の発言以來、問題の真相が明瞭でないことが政局の不安に密接の関係があるので、それを明瞭にされたいという衆議院での御質問の御趣旨でもあると理解いたしますと同時に、参議院におかれましても同様であると信じますので、ここに当日私が閣議で発言いたしましたこと及びその後の実情を具さにここに申上げて、事態の真相を明らかにいたしたいと存じます。(拍手)

私は去る七日の閣議における私の発言を先ずここに申上げることいたします。即ち「この際私は十一月一日の閣議における西尾、鈴木両君の御発言に関連して、重大発言をいたしたいと思ひます。鈴木君は去る一日の閣議の席上で私の身上に関して次のようにお述べになりました。即ち、私は某所で関係官から、君は林氏の書いたものを見たことがあるか。こちらで調査したも

のがあるから、それをお貸ししてもよろしいと言ひて、部厚いものを見せられたが、それを借りて来れば責任を生ずるから借りて来なかつた。それから去る十月二十五日に某関係官が内閣に来て、片山、西尾両君に会ひ見て、平野君の問題に言及された際、某氏は、平野以外にも、例えば林のごときもこの際更迭を考へてはどうかと言われたので、私は大層心配しておりましたところ、今朝突如として朝日新聞に林君の追放問題が発表されたので実に驚きました。どこから漏れたのか、実に不思議でならない云々との御発言がありました。又鈴木君の以上の御発言が終るや、言下に、直ちに西尾長官は、あの記事の出所を早速調査して見たところはつきりました。あれは朝日の記者が某所から聞いて来たものであることが確実になりましたとの報告がありました云々であります。そこで私は、私の身上に関する重大問題でありますが故に、直ちに発言をいたしまして、私の資格審査の経緯を述べ、中央公職適否審査委員会は、すでに去

る六月二十日満場一致を以て、該パンフレットが該当せずと判定されたものである旨を述べまして、閣僚諸君の御了解を願つた次第であります。併し私はすでに解決された問題が今頃突如として問題化して来たことに余りに不思議を感じたので、早速、人を以て当日その場に立会つた曾禰官房次長に事実を質しましたところ、某氏は林大臣に關しては一言も触れていませんとのことであります。そこで私は尙も正確を期するために、その日の午後の四時過ぎ頃曾禰君を私の自室に招いて尋ねましたところ、やはり同様で、当日何ら私に關しての発言はなかつた旨を確言いたされたのであります。私はますます疑問を深めたので、更に某方面にも眞偽を十分に調査したところ、最も責任のある筋から事実無根を確かめたのであります。又十一月三日、即ち翌々日の午後六時頃、私が総理大臣官邸を出ようとした際に、かねて懇意の記者が私の側に走り寄つて、大臣、あの記事は某所から出たものではありません。この中から、内閣

から出たものです。実に閣内から出たのですと鈴木法相の名指しまでして明瞭な報告がありました。そこには私の外にもこれを聞いておつた者があります。又中央公職適否審査委員事務局について新聞の事実を取調べましたところ、十一月一日の朝日新聞に出たところの記事は、大要であります。審査委員会は全閣僚の資格に関する再審査を終了し、林國務大臣の該当がほぼ確実となつたという記事は、事実無根であることが分つたのであります。即ち審査委員会は、最近閣僚の資格審査をいたしてはいない事実を確かめました。以上の事実により、一日の朝日新聞の私に關する記事は、全然虚構の誤報であることが明瞭であります。かかる誤まつた報道を朝日新聞が何故にいたしたかと深く疑ひを持ちましたが、内閣から報道されたればこそ、朝日もこれを信じて、まさか虚構の事実とも思わず、むしろ近來の特種として大々的に扱つたものと信ずるのであります。而も西尾長官が、鈴木君の発言終るや、言下に右の記事が某所から出た

ことを確かめ得たと断言されて閣議席上に報告されたところに、更に疑問を深めるものがあるのであります。何となればさようなことは某所の中から漏れて来る筈が断じてないくらいのこと、長官ともあろう者の知らん筈がなからであります。その他調査すればする程、民主主義憲法下には余りにもふさわしからぬ陰險なる事実が次々に出て来るので、私は紳士として到底かかる席上で申上げるに忍びません。併し何としても閣僚の身上に關して、恰かも至上命令であるかのごとき暗示を與えて、虚構の事実を捏造し、閣議で、嘘、でたらめを申されたことだけは、もはや動かし得ざる事実であります。實に、実に前例を見ざる愚質の陰謀と言わねばなりません。ついでに致命的被害者の私が十分納得の行く御釈明を願ひたいのであります。而してその釈明は、問題の中心を把握しておられる片山総理、あなたから伺ひたいのであります。殊に極めて正直なクリスチヤン紳士として私の今日まで尊敬して来た片山総理から願ひたいのであります。

す。私は何事も円満に事を運びたい性格であることは、諸君御承知のことと存じます。従つてこのような発言も差控えようかと幾度か逡巡躊躇したのでありますが、次の四点からして、ここに最も好まざる発言を敢てなすに至つたことを御了承願ひたいのであります。

即ち第一点は、私にとつては全然致命的の出来事であるから、到底このまゝには打ち捨てては置けないためであります。第二点は、かかる行動が引続き許されるならば、常に内閣の不安を來し、統一を阻害することになるから、内閣の統一強化を期する上に必要であると信じての発言であります。第三点は、占領下にある我が國において、彼我共に特に関心を持つておる事柄であります。即ち權威に名を藉りて、恰かも至上命令であるかのごとく称し、自己の意圖するところを実行しようとする或る種の官吏の卑劣なる行動についてであります。私はかくのごとき占領政策の眞意を阻害するがごとき行動をばこの際断乎として根絶す

るためにも、この発言をなす必要を痛感した次第であります。第四点は、國政の中心殿堂たる内閣は、極めてまじめに、明朗にして、一致協力、時艱克服の衝に當り、以て國民の信頼を博し、よつて以て政治力の強化に努めなければならぬと信じます。殊に國民挙げて途方に暮れておるこの敗戦日本の現状におきましては、一層その必要を痛感いたしておりますので、不明朗なる策謀や言動を内閣から拂拭一掃したい赤誠愛民の衷情から、この発言をするものであります。

以上の次第でありますから、片山総理におかれては事態の眞相を率直に究明せられると共に、かかる虚構の事実の発言者に対しては断乎たる処置に出でられ、以て將來に向つて、かかる事態の再発せざるよう、その禍根を一掃せられんことを要請するものであります。

私の調査したところによれば、某氏が二十五日來訪されて、片山総理及び西尾長官に対して言われたことは次の趣旨であります。「すべて罪のある者」

は、その地位身分を問わず、公平に処罰すべきものである」との眞理に基づく原則を示された発言であつて、特定の人名を指しての言葉はなかつたのであります。又去る四日には政府に対して、以上の原則を公式に通告してその態度を明確にされたのであります。

よつて片山総理が、あなたが、この指示された根本方針を尊重するならば、虎の威を假るがごとく權威を濫用して、かかる虚構の発言をした鈴木法相、西尾長官に対しては、速かに両君の自發的善処を求められたい。万一にも両大臣がこれに應ぜざる場合は、内閣の統一強化のために、又政治の明朗化のために、速かに両君を罷免せられんことを要請するものであります。

以上私の発言が終りまするや、片山総理は私に向つて「私はあなたに對してどうこうしようと思圖しておるものではない。是非閣内に留まつてやつて頂きたいのでありますから御了解を願ひたい云々」と仰せられました。私はこれに對して申したことは、私はあなたに對して釈明を求めてお

るではありません、虚構の発言をした両君に對して善処するように取運んで貰ひたいと要求するものであります」と申したら、片山総理は、「それで、今ここで事實を究明することはむづかしいから、どうでしょう。この問題は私と芦田外相とお預け願ひたいのですが」と申されるや、芦田外相は、「これは個人の問題であつて閣議の問題ではないから云々」と申されましたので、私はそれを反駁しまして、「飛んでないお考えである。甚だ違つたお考えを持つておる。この問題は私個人の問題でもあるが、併しながら政治の中心を肅正して内閣の統一強化を図る重大なる政治問題であります。」と言

うや、芦田外相は「それはそうです。だが今ここでは決められないと思う」との発言がありました。続いて片山総理は重ねて私に「どうでしょう。これは二人にお預け願ひないでしようか」とのことでありましたので、私は「それでは私はお二人を信じますので、お預けいたしましょう。どうか私の納得の行くように、至急お運び下さるよう

に願ひます。」と述べて、私は片山総理のクリスチャン的人格に満腔の信頼を捧げて、快く善処方を一任した次第であります。尙私の当日の発言に對しては、総理以下なん人も、私の述べたことに對して、間違ひを指摘した者はなかつたことによつても、一日の閣議で西尾、鈴木両大臣から私の聴き取つたことに誤りのなかつたことを立証して十分であると信じます。

然るにここに不思議なることは、片山総理から何らの回答も今以てないこととあります。のみならず去る十日の午後五時半頃、中央公職適否審査委員会の事務局長太田剛氏が総理官邸の私の部屋に訪れて参りました。そうして私に向つて、かように申しました。「大臣、誠に異例中の異例であります、大臣の資格について再審査をすることになりました。それも極めて急速に運ばなければならぬ情勢にあるのでありますから、若しも弁明書の御提出でありますならば、明日の午後の委員会に間に合ふように、午前中にお出しを願ひたいのであります。云々」と言わ

れました。これに対して私は、明日は閣議があるので、そのような処置はできかねると申しましたら、さらば来る十四日の正午頃までに願いたいとのことでありました。私は太田局長に対して、何故に異例中の異例であるという私の再審査をするかと聞いたら、局長は世間がやかましいからです。決して政治的手が延びておるのではありませんと数回附加えておりましたので、むしろ私は何故の弁解であるかと疑問を深めたのであります。

又去る二十一日の午後四時半頃、木村内相は私の病床に來られまして、閣議に基づいて君の辞表提出の勧告に來たのだとのでありますので、私はこれに対して、君も知る通り、問題の解決は、片山首相が進んで引受けて置きながら、未だその返答もない中に、辞職を要求するとは何事か、私は勧告によつて辞職する理由も意思も毛頭ないと拒絶して置きました。然るに一昨二十二日の各新聞には、大きく私の追放が報道されてあります。未だ審議中であるというのに、最初から決定々々

と報じておるといふことに、誠に不可思議に堪えないのであります。果して私が追放と決定するかどうかはともかくも、若し果して事実でありとするならば、片山首相は回答に代えるのに、追放を以てするものであると見なければなりません。何たる不信の行爲でありましょう。私の資格再審査は、いかなる意図で始められたのであるかは存じませんが、前に申し上げました通り、(泥試合見つともないぞ)「泣言を言うな」と呼ぶ者あり)事実無限の新聞が出てから実に十日を経過した去る十日の夕刻以後から正式に始められたのであつて、十一月一日の朝日新聞の記事が事実無根であることだけは、今や動かすことのできない事実であります。この虚構の新聞記事を本物に仕上げるための苦心は同情に値するが、いよ／＼仕上げ得るとするならば、その陰謀技術の巧妙なるには舌を捲くものがあるのであります。而して一体同一政府が同一機関で同一事項を判定するのには、昨日は白と判定したものを、今日はそれを黒と判定できるの

でありましょうか。法理的に又良心的に不能なことじやないかと私は信じます。若しできるとするならば、國家機関に対する國民の不信、疑惑をいかにして拂拭し得るかを深く憂うる者であります。(自分の書いた物がよいか悪いか言え)「やかましい」と呼ぶ者あり)私の書いた物に対しては、良心的に十分に弁明ができております。(「そうでもない」と呼ぶ者あり)十分にできております。(「それでもない」具体的に言え、具体的に)「と呼ぶ者あり(陰謀を解決するに陰謀を以てすると疑われ、或いは追放問題を政争の具に供すると誣いられても、恐らく弁解の辭がないであります)去る二十一日の閣議で鈴木司法大臣は、かような発言をして

おることを聞きました。某出版者は林の著書を出したために、追放になったのであるから、著者の林が追放になるのは、既定の事実であるとの発言があった由であるが、誣いるも甚だしいことであります。その出版社は、多数の該當書を出版しておるのであつて、敢えて私の著書によつて追放されたものでは断じてありません。又その出版社の追放は、多分本春一月頃であると記憶しておりますが、果して私の著書が原因であるならば、何故にそれよりずっと後であるところの、四月の私の立候補の際に私の資格を認めたのであるか、殊に入閣の際には、最も厳肅に人選した筈なのに、すでに該當必至と称する私を、何故に推薦したか、むしろ大なる責任問題こそが起らねばならん筈と存じます。

述べれば限りもありませんが、(笑聲)今や國民挙げて塗炭の辛苦に悩み、帝都東京の眞ん中では、早くも凍死者を出しておる敗戦日本の現状に眼を向けるならば、心骨を碎いて、祖國再建に邁進せねばならん時、愛國の至情止み難く、陰謀を内閣より排除して、政治の明朗化と内閣の統一強化とを図り、以て救國の一途に邁進せねばならんと痛感いたしました余り、遂に去る七日の閣議に、一身の利害を超越して発言をいたしました次第であります。私は公正なる判断を國民に期待して止みません。以上事実の眞相を申上げた

と云ふによりまして、問題の実体が十分御了解願われたと存じますので、私はこれを以て御答弁に代えたいと思ひます。(拍手)(嘘を言え)と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 司法大臣より重ねて発言したい旨の(「簡単にやれよ」と呼ぶ者あり)林國務大臣の御答弁を拜聴いたしておりました、非常な誤解があられたのではないかと一ことを感じたのであります。誰か通告がございました。鈴木司法大臣。

〔國務大臣鈴木義男君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木義雄君) 只今林さんを白眼視しておるといふふうに錯覚を起しておられるようにお聴きいたしましたのであります。(拍手)私は今日に至るまで、林さんは同郷の先輩として尊敬をいたしておりますし、好意を持つてこそおれ、決して反感も敵意も持つておらないのであります。林さんには閣内、閣外を通じて政敵というがごとき者は一人もないと確信いたします。故に何か陰謀を企むその必要がどこにあるかといふことに関して私は

了解に苦しむのであります。(拍手)故にどうか陰謀であるというようなことは軽々にお考え下さらないようにお願いをいたしたいのであります。(「同感」と呼ぶ者あり)

尙私の發言中間達つた点は率直に取消しますが、「世界の推進力日本」は戦時中において出版したと申し上げましたが、私は日華事変等を加えての意味であつたのであります。太平洋戦争と言ふならば確かに戦争前でありまして、それは御了解を願ひたいのであります。又「世界の黎明」がこの選挙前に告發されたということは私存じませんで、選挙後に告發されたというふうに記憶いたしておりますので、それは誤りでありますから、訂正をいたします。

尙一日の私の閣議における發言が非常に間違つて御記憶になつておることは非常に遺憾に存するのであります。私は先程ここで申上げましたようなことをもう少し詳細に申上げましたので

ありまして、二十五日に某関係官が片山総理並びに西尾官房長官の所に來て林さんのことを申したというようなことは一言半句申しておらないのであります。私は當時仙合におりましてそういうことは存ぜないのでありますから、決して二十五日に片山総理のところに某関係官が來て言つたなどということは申す筈がないのであります。そのことは七日に林國務大臣が只今御朗読になりました發言をされたその直後、直ちに私はその誤りであることを御指摘申上げて、御意見は御自由であるが、事実の間違いは正して置かねばならんということを申上げて、全閣僚は、確かに鈴木木の言ひ通りである、それは林さんの思い違いであるということとを仰せられたのでありますから、御了承を願ひたいのであります。

又西尾官房長官の發言がいかに某方面から出たに違ひないと確かめたというように發言したというように御報告であります。西尾氏はそれは言わ

なかつたのであります。どうもあの記事は不思議だ、どうも某方面から出たらしい。こういうことを申したのであります。……「同じだ」と呼ぶ者あり) 出たことを確かめたということ は申さなかつたのであります。(笑声) 従つて曾禰君を調べられまして決して事實の眞相を發見できる筈はないのであります。

尙私が朝日新聞の記事の材料を提供したというふうには御發言であります。これは私実に意外に感ずるのであります。苟くも閣僚同僚の名譽に関することであり、或る意味において内閣に大きなひびの入ることから、私は断じてかくのごとき重大なることに關して新聞記者諸君にお話したようなことではないのであります。いかなる査問委員会でも、法廷においても私は断乎としてこれを言わなかつたということを責任を持つて言い切るつもりであります。「間違ひなし」と呼ぶ者あり) 尙某方面の權威に名を籍

りて云々ということを開議の席上でも發言をせられ、虎の威を借りてとまで仰せられたのであります。これは私の機会に一言して置かなければならぬ。他の問題ならばいざ知らず、事追放に關する限り遺憾ながらこれは連合軍の進駐によりまして、占領政策の最も大事なものだとして遂行いたしておるのでありますから、關係方面の完全なる了解ある場合には、その指示、表現その他のものによつてやるということとは初めから予定せられておることでありまして、これを拒否することは我々のなし得ることではないのであります。日本の置かれた地位というものを考えますならば、そういう乱暴なる發言は軽々にできない筈である。「同感」「その通り」と

呼ぶ者あり) 故は審査委員会が一應終了いたしました。尙手続としては残つておるのであります。解決済みであるということと輕々に仰せられるわけに行かんと信ずるのであります。ここに問題の誤解があるのであります。ど

うか解決済みということは私共は考えておらないのであります。況んや關係方面におきましては、追放は裁判ではないから一事不再理の原則は適用されない。何回でも必要があれば審査を命ずる。こういうことを申しておるくらいであります。その点につきましては何とぞ誤解のないようにお願いいたしますのであります。以上弁明いたして置きます。(拍手)

「小林英三君發言の許可を求む」

○議長(松平恒雄君) 小林英三君何ですか。

○小林英三君 この席から質問をいたしたいと思ひます。簡単に意見を申述べます。

○議長(松平恒雄君) 宜しうございませう。

○小林英三君 只今両大臣から私の質問に對しまして御答弁がありました。私は苟くもお二人とも一國の國務大臣でありますから、両方の御答弁をここ

○議長（松平恒雄君）　総理大臣の答弁は他日あることと存じます。これにて本日の議事は全部議了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以つてお通知いたします。本日はこれにて散会いたします。（拍手）

出席者は左の通り。

議
員

中西 功君 板野 勝次君

林屋龜次郎君	中井	光次君
木内 四郎君	櫻内	辰郎君
北村 一男君	西川	昌夫君
川村 松助君	淺岡	信夫君
堀 末治君	荒井	八郎君
鈴木 安孝君	山田	佐一君
中山 壽彥君	黒田	英雄君
寺尾 豐君	草場	隆圓君
石坂 豊一君	柴田	政次君
遠山 丙市君	森田	豊壽君
小林 英三君	板谷	順助君
今泉 政喜君	松野	喜内君
黒川 武雄君	玉屋	喜章君
松嶋 喜作君	一松	政二君
大隅 憲二君	深水	六郎君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君	
小野 光洋君	重宗	雄三君
西山 亀七君	木檜三四郎君	
池田七郎兵衛君	左藤	義詮君
水久保甚作君	平沼彌太郎君	
國務大臣	司法大臣	鈴木 義男君
國務大臣	林	平馬君

政府委員

内閣官房次長 曾 彌 益 君

総理廳事務官
(恩給局長) 三 橋 則 雄 君

大藏政務次官 小坂善太郎君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官
(農政局長) 山 添 利 作 君

